

新司法試験調査会在り方検討グループ(第4回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年5月22日(木) 13:30 ~ 17:55

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(委員)

磯村保, 小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治
(敬称略)

(法科大学院関係者)

笠井正俊(京都大学), 滝澤正(上智大学), 小幡純子(上智大学),
本間一也(新潟大学), 浦川道太郎(早稲田大学), 浅古弘(早稲田大学)
(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 法科大学院関係者からのヒアリング
- (2) 庶務担当からの報告
- (3) 協議
- (4) 今後の予定

5 配布資料

[資料1 各大学のヒアリング用資料](#)

[資料2 在り方検討グループにおける論点の整理](#)

[資料3 在り方検討グループにおいて検討すべき事項\(科目別ワーキンググループとの意見交換を受けて\)](#)

[資料4 新旧司法試験実施日程\(イメージ\)](#)

[資料5 現行司法試験第二次試験短答式試験・論文式試験日程](#)

[資料6 司法研修所2回試験実施日程](#)

[資料7 新司法試験実施日程案](#)

[資料8 現行司法試験採点基準, 採点格差調整方法等](#)

6 議事等

(1) 法科大学院関係者からのヒアリング

【釜田委員】 それでは第4回の在り方検討グループの会合を開かせていただきます。本日は、まず、現在設置に向けて準備を進めておられます法科大学院の方から、その進捗状況についてお聞かせを願いたいと存じます。新司法試験は、新たに出来ます法科大学院の教育の成果を踏まえた上で検討せよということになっております関係で、ここで一度、現在進行中の各法科大学院の内容につきまして、お教えいただければ、我々の検討も更に深まるのではないかと、先般庶務担当の方からいくつかの大学に御依頼をさせていただきました。その結果、本日四つの大学からお越しいただくことになりました。大変お忙しい中、御協力いただきましてありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、予定にございます順番に従いまして御説明を頂きたいと存じます。本日お出でいただきました大学は、京都大学、上智大学、新潟大学、早稲田大学の4大学でございます。それでは早速ではございますが、京都大学の笠井正俊先生から、よろしく申し上げます。

【笠井教授】 笠井でございます。本日はこのような機会を設けていただきありがとうございます。それでは、京都大学で準備している内容について御説明申しあげます。まず、京大の法科大学院の1学年の入学定員は200名の予定で、募集の段階から未修者、既修者に分けて枠を設けて募集することにしております。未修者枠を60名程度、既修者枠を140名程度と考えておりまして、平成16年度につきましては、未修者枠と既修者枠との間の重複出願や予備的出願を認めないというふうに考えております。

「カリキュラムの概要と特色」以下の項目に関しましては、4頁のレジюмеと開講予定科目一覧表を御覧ください。開講予定一覧表から主なところを抜き書きしたような部分もございまして、レジюмеに沿いまして御説明申し上げます。

修了要件ですが、標準修了年限は3年といたしまして、94単位以上の修得を要するとします。それから法学既修者につきましては、基礎科目、これは法学未修者の1年次に配当する科目でございますけれども、26単位の履修を免除いたしまして2年の在学で修了できるようなものになっております。ただし、必要単位数の要件を満たしていても次の要件をいずれも満たさなければ修了を認めないということございまして、必修科目、これは基幹科目と呼んでいるものと、基礎科目と呼んでおりますものを合わせたものですが、その科目の単位をすべて取得していること、それから選択科目、実務選択科目と群に分けておりますけれども、それぞれについて、選択科目については4単位、選択科目については12単位以上、実務選択科目については2単位以上を取得していることということでございます。

それからE判定というのが後から出てきますけれども、点数で言いますと60点台ですが、その60点台でやっと合格したというような科目は少ない方がいい

ということで、基幹科目では3科目以下であること、それから全科目のうち、未修者については9科目以下、既修者は6科目以下であることというふうに、点数が悪い点で通ったのがあまり多すぎると卒業できなくなってしまうと、そういう仕組みにしております。

科目の内容につきまして御説明いたしますけれども、法律基本科目と一般に言われているものに関しまして、京大では基礎科目と基幹科目との二つに分けております。

まず、その一つ目の基礎科目につきましては、法学未修者1年次配当の26単位でございます、1頁に挙げておりますような統治の基本構造から、憲法・行政法関係、刑法、刑訴、民法、商法、民訴、そういった科目の基礎的なことを取り扱う科目群であります。

それから2頁にまいりまして、基幹科目でございますけれども、いわゆる法律基本科目と言われているものとしまして、そこに公法総合から挙げましたようなものがあります。公法、刑法、民法、商法、民訴、それから最後の民事法文書作成と言いますのは、これは民法、商法、民訴について総合的な問題を検討して文書を作成するというものでありまして、これらが基幹科目という位置付けになっております。主に2年次配当でありますけれども、一部の科目については3年次に配当しております。

以上の基礎科目、基幹科目については、いずれも必修であります。一般に法律基本科目と言われているものに関しましては、このような具合でございます。

それから、必修科目の中に基幹科目が一つの群としてあるわけですが、実務基礎科目と言われている中の特に必修にすべきものも基幹科目というところに位置付けてありまして、これは後でまた御説明申し上げます。

次に、展開・応用科目についてヒアリングの御指示があります。これにつきましては、そういう名前では呼んではいないのですが、いわゆる選択科目 というものが、この展開・応用科目に当たります。選択科目につきましては、京大では実務選択科目、選択科目、選択科目 というふうに分けて開講いたします、そのうちの選択科目 というのが展開・応用科目に相当するというわけでございます。選択科目 には、そこに情報法、現代立法論といろいろ挙げておりますけれども、そういった科目が含まれております。具体的には、この科目一覧表のようになりまして、その右側の列に並んでいる、50数講ありますけれども、その科目が選択科目 でございます、いわゆる展開・応用科目でございます。いずれも選択制でありまして、先ほど申しましたように、選択科目 につきましては、最低限12単位は取らなければいけないというふうにしております。

なお、選択科目 につきましては、幅広い識見の獲得といったものを目標とするものでありまして、いわゆる基礎法分野、それから外国法、政治学といったものに関する科目が含まれてありまして、これにつきましても、科目一覧表の左側の列の下の方に書いてあるとおりでございます。

それから、選択科目 と のうちの幾つかの科目について、リサーチ・ペーパーというものを作成してもらいまして、これに合格しますと2単位が与えられる

ということも考えております。

次に、実務基礎科目でございますけれども、これにつきましては、法曹倫理、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎という3つの科目につきまして必修といたしまして、これを基幹科目の中に位置付けております。ですから、開講予定科目一覧表の中にも基幹科目（必修）というところに書いてございます。

それから、実務選択科目といたしまして2頁の下の方に挙げたような科目を開くことにいたしております。これにつきましては最低2単位は取らなくてはならないとしております。科目の内容や開講数を考え、どの学生も大体少なくとも2つの科目は選択できるという手当をしようと思っております。

次に、各科目の配当学年でございますけれども、レジュメに書いてありますように、基礎科目につきましては1年次、基幹科目につきましては2年次が主で、一部については3年次、選択科目については、1、2、3年次の中で自由に選ぶと、それから選択科目については、2、3年次、実務選択科目については、科目によって2、3年次配当か、3年次配当というふうに指定をする予定であります。

それから、独自性ということでございますけれども、これは法律学の基礎的素養の修得を目指す基礎科目、応用能力の獲得と法実務の基礎的事項の修得を目指す基幹科目を全科目必修制としまして、その基幹科目のうちには6単位の実務基礎科目を含むということでありまして、また、先ほど申しました選択科目、実務選択科目というものを開講いたしまして、幅広い分野から選択を可能とする。そして、これらを体系的に配置いたしまして、高い理論的分析力に基づく真の応用力をかん養し、鋭い批判的分析能力に裏付けられた創造的な問題解決能力を持つ法曹を養成するというのが京大のモットーでございます。

それから、成績評価・修了認定の方法、3のところ、厳格な成績評価を担保する制度的な工夫というところでございますけれども、まず学年配当制については以上のようなところでございまして、後はキャップ制、いわゆる履修の上制限というものを設けるとしてございまして、具体的には、2年次までは各学期20単位、通年36単位までしか取れない、3年次は各学期24単位、通年44単位しか取れないといたしまして、各科目について真剣に取り組むことができるように、取れる科目に上限を設けるということであります。

それから、成績評価方法・資料につきましては、授業形式に応じて適切な方法を用いますが、双方向的ないし演習形式の授業につきましては、普段のパフォーマンスを平常点として評価するとともに期末に筆記試験を行いまして、評価を行う。それから、講義形式の授業。講義形式と言いましてももちろん質疑応答などは当然入るわけですが、これにつきましては、主に筆記試験において行うということでございます。また、クリニックとか、エクスターンシップにつきましては、活動内容を評価するとともにレポートの提出を求めるということでございます。

それから、評点につきまして、AからFまでの6段階に分けて考えておりますけれども、基本的には素点で評価すると、その素点を各段階に分けて判定して、

E判定やF判定があるということがございます。F判定やE判定の科目については、先ほど言いましたように、これは卒業にかかわってくる問題ですから、再試験または再履修を認めることにしております。

それから、進級制を採ることにしておりまして、4頁ですけれども、未修者につきましては基礎科目の取得単位が16単位未満の者、それからE判定の基礎科目が4科目以上の者ですね、Eが多すぎる者、これは2年次に進級できないということになります。それから、未取得の基礎科目の単位がある者、E判定の基礎科目が4科目以上の者、基幹科目の取得単位が18単位未満の者、E判定の基幹科目が4科目以上の者は3年次に進級できないというふうにしております。

既修者につきましては、基幹科目の取得単位が18単位未満の者、E判定の基幹科目が4科目以上の者は3年次に、既修者については2年次ですけれども、進級できないということで、厳格に進級も制限するということでありまして、かつ、同一学年での在学は2年を限度というふうになりまして、3年目はもうないということであります。

修了要件は先ほど述べたとおりで、単位数とともに成績の内容も見るということとございまして、厳格な成績評価をしているというふうに考えております。

以上が京大の法科大学院の概要でございますけれども、新司法試験の在り方に対する意見提言はという御指示でございまして、法科大学院の側の立場といたしましては、法科大学院でまじめに勉強して、かつ、これだけの厳格な成績評価を経て修了した人については、かなりの割合で合格できるような新司法試験にしていきたいということが、抽象的な言葉としてはあるかと思えます。

具体的には、内容面、それから合格者の数といった二つの問題に主に分かれるかと思えますけれども、内容面につきましては、応用力と言いますか、その場で考えて法律の知識とともに思考力というものが試される試験の内容にしていきたいということがございまして、パターン化された思考を何か記憶しているだけで通るようなものではなくて、その場でじっくり基礎から考えて問題を解決するといったような力が見られる、そういう意味ではある程度重い問題になるかと思えますけれども、そういった司法試験にしていきたいと考えている次第でございます。法の体系的理解といったものを試すものになるかと思えます。

それから合格者数に関しましては、法科大学院の卒業者数というものをよく勘案していただいて決めていただきたいと思えます。これは現行司法試験と重なるいわゆる移行期間についても同様でして、新司法試験の合格者数が、法科大学院制度の趣旨をよく活かすようなものであっていただきたいと考えている次第でございます。以上でございます。

【釜田委員】ありがとうございました。質疑応答は4大学の先生方の御説明を全部頂だいたしました後で一括して行いたいと思えます。続きまして、上智大学からは法学部より、滝澤先生と小幡先生にお越しをいただいております。よろしくお願ひします。

【滝澤教授】私からは，最初に概要だけ御説明申し上げて，具体的なカリキュラムにつきましては，担当の小幡先生からお願いしたいと思います。

上智大学は，定員100名という中規模の法科大学院を作る予定としておりまして，3年コースが50名，2年の短縮のコースが50名ということを考えております。総定員が250名ということになります。

上智大学は，元々それほど大きな規模の大学ではありませんので，法科大学院も少人数できめ細かい教育をしたいと思っております。

それから，私立大学でありますので，その特色を出そうということで，国際性，それから環境問題重視というのは大学全体における方針であります。法学部でも国際関係法学科及び地球環境法学科が法律学科の他にもあります。そういう特色を法科大学院にも盛り込もうということでカリキュラムを考えました。もちろん法曹としての基本的な素養を身につけさせるというのは当然なのですが，それにプラスして，そういう特色のあるカリキュラムということで考えました。

【小幡教授】上智大学のヒアリング資料の1枚目の要旨と書いております1枚紙が私から御説明させていただく要旨になります。

まず，概要ですが，滝澤先生からお話がありましたように100名のうち，法学既修者，これは2年コースと言うか，1年次免除コースと言うか，そこはまだ我々の方でも決まっておりますが，それが50名，それから3年生コース，いわゆる法学未修者が50名ということにしております。この振り分けは，入学試験において行うこととしております。ただし，上智の法科大学院の場合は併願は可能ということで考えておりまして，つまり，法学既修者であっても3年コースの希望を併願することも可能という制度設計をしております。補欠についてどのような処理をするのか等々，細かな詰めを目下行っている最中でございます。

法学既修者については，法律の論文試験，論述試験を課すということにしております。科目につきましては，ここにありますように，公法は憲法，行政法の科目，民法として民法，商法，民事訴訟法の科目，刑事法として刑法，刑事訴訟法という科目ということで，7科目課すことにしております。この法律の論文試験の合格によって1年次免除についての一括認定を行うということにしております。後から御説明申し上げますように，法律基本科目の中の基礎科目として1年次に配当している科目がこの7科目でございますので，その7科目について法律の試験を行うことによって，1年次は，そのまま丸々スキップするという具合で制度設計をしております。どのくらいの難易度にするかについては検討中でございますけれども，やはり，基本的な法学の力を試すという形の試験にする予定でございます。それほど細部にわたるような試験ではなく，基本的なことが分かっているかということを試験していきたいと思っております。

続きまして，上智の法科大学院のカリキュラムの概要でございますけれども，1学年100名でございますので，2クラス編成でやれるということでございます。少人数教育で特徴を出しながら優秀な法曹を育てていきたいということでございまして，今の法学部で国際関係法学科と地球環境法学科がございまして，

それを勘案する形で国際性と環境法を特徴にしております。

一番最後に付いてございます上智大学ヒアリング資料のカリキュラム概念図及び修了単位を御覧いただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、以下これに基づきながら説明申し上げたいと思っております。必修科目というところに1年次の科目がございますが、これがちょうど29単位ございまして、法学既修者で法律試験合格の場合は、この1年次の憲法基礎、行政法基礎、民法基礎、商法基礎、民事訴訟法基礎、刑法基礎、刑事訴訟法基礎、それから法情報調査という多少法学入門を兼ねた実務科目についても免除するということになってございます。全体としては、3年間在学して93単位以上修得して修了、1年次免除の場合は29単位免除されますので、64単位以上修得して修了というのが修了要件でございます。内訳でございますけれども、1年次についてはここにございますように、公法、民法、刑法の7科目を中心に基礎科目28単位と法情報調査1単位でございます。2年次につきましては公法、民法、刑法という法律基本科目の2年次配当が26単位ございまして、法曹倫理という実務基礎科目が必修科目に置かれてございます。3年次の必修としましては、民法の仕上げとしての総合という科目、それから刑法の仕上げとしての総合という科目を置いて、更に実務基礎科目として訴訟実務基礎の民事、刑事各2単位が置かれております。

シラバスについては、今後まだ変わる余地はございますけれども、文部科学省に提出する予定のシラバスが出来ておりますので、3部お持ちいたしましたので適宜御回覧いただければと思っております。

以上が、1年次、2年次、3年次に配当いたします法律基本科目でございます。内訳としては大体58単位から60単位ですが、公法については仕上げの総合演習というのを選択必修科目で2単位置いておりまして、それを全部含めると、大体60単位が法律基本科目ということになります。

それから、展開・応用科目でございますが、図で申しますと選択科目のb群の展開・先端科目群でございます。労働法、租税法、国際租税法、経済法、知財法、倒産処理法、民事執行・保全法等、こういうものが展開・先端科目群に入っております。労働法、知的財産権法、倒産処理法が3単位とやや中途半端になっておりますが、本来4単位にしたいところでございますけれども、学生がいろいろな科目を取れるようにという配慮で、3単位科目になってございます。

それから、実務基礎科目でございますが、先ほど少し申し上げたことをまとめますと、法情報調査の必修が1年次必修で1単位ございまして、法曹倫理は2年次で2単位の必修です。今、回覧しているシラバスで法曹倫理の所には付せんがあるかと思っておりますが、裁判官、検察官、弁護士の3者の立場から共同に担当するということになっておりまして、法曹倫理を2単位必修としております。

それから、訴訟実務基礎、実務基礎科目の必修としては、民事、刑事各2単位を3年次必修、これは派遣裁判官、派遣検察官にも入っていただくというものでございます。さらに、実務科目については、今の必修科目の他に、その図でございますが、選択必修科目のB群の実務科目というのがございます。ローヤリング、ネゴシエーション、模擬裁判というような形で、学生がこの中から選択する

という選択必修という科目になっております。回覧しておりますシラバスの黄色い付せんがございます模擬裁判（刑事）というところを御覧いただければ、そこで裁判官出身の教授，弁護士出身の実務家教授，派遣検察官と3人で模擬裁判の授業をするというふうになってございます。

続きまして，上智法科大学院カリキュラムにおける独自性，特徴でございます。これは，国際性，環境法ということでございまして，カリキュラム上もはっきりそれが表れております。図を御覧いただければ，例えば，選択科目のa群・基礎科目群の所で国際法基礎，環境法基礎というのがございまして，主に1年次の学生にこういう基礎を学んでいただきたいということでございます。その他，基礎的科目としても，比較法，外国法等々も充実しております。それから，2年次に配当されているものとしまして，選択必修科目のA群のところがございます実践演習科目の環境法実務演習，国際取引法総合演習，こういったものは，いずれも我が法科大学院の特徴と言えるかと思えます。付せんの青いところで示してございますが，環境法実務演習などは，現行の環境法を中心に街作りとか，廃棄物とかそういったものまで含めたカリキュラムになってございます。それから，3年次の選択科目のc群，d群は，正に国際性科目と環境法科目を重点的に置いたものです。c群の国際関係法のロー・アンド・プラクティス，これは外国人講師による国際取引法でございますが，これはグリーンの付せんになっておりますところに表してございますが，こういったシラバスでやるというところでございます。その他にも，国際租税法，国際民事紛争処理等々置いておりまして，また，d群の環境法では企業環境法というもの，これも青い付せんで表しておりますが，こういうカリキュラムで特徴を出すということをしております。

以上がカリキュラムの独自性でございますが，続きまして，成績評価等々でございます。小人数でございますので，同一授業は2クラスしかございませんので，原則として同一教員が担当ということで公平を期することができるかと思えます。上智大学では，既に学部でもA・B・C・D・Fに，どれぐらいの割合ということを経験に基準を示して拘束しておりますので，学生の不公平感は非常に減少していると思えます。当然，法科大学院でもA・B・C・Dの評価，多少，京都大学と評価の基準の点数が違いますが，それはもちろん採用いたします。複数教員の共同担当がございますので，当然それは複数教員において厳格な成績会議を開いて成績を付けます。

それから，成績評価委員会というものを設置しまして，各担当教員の成績評価の在り方をチェックすると同時に個々の学生の不服等にも対処したいと思っております。いずれにしても，成績評価基準の明示によって学生への透明性を確保したいと思っております。上智の法科大学院でも進級制を取りまして，各年次24単位修得できなければ進級できない。それから，1年次には2年間を超えては在学できない。これは退学要件として明示するというふうに厳しく修了認定を行っていくということにしております。

それから，新司法試験の在り方でございますけれども，法科大学院ではやはり小人数で内容の極めて濃い授業を行い，厳格に修了認定も行う。それから第三者

評価もあるということでございますので、法科大学院での教育というのをある程度信用していただきたい。新司法試験を新たなハードルと位置付けをされるのは大変学生たちにとっても厳しいのではないかと考えております。法科大学院での過程重視という教育の延長に自然に位置付けられるような新司法試験であってほしいと望んでおります。そうでありませんと、例えば3年生になりますと、新司法試験のための勉強というふうなことを学生がやるということになるという危惧もございますし、もちろんそういう学生は、授業の方に身が入らないということになれば、こちらで落とせばいいというのは一つの理屈ではございますけれども、やはり、制度設計として新司法試験を新たなハードルとして位置付けられますと、学生を困惑させ、法科大学院の教育自身に悪影響を及ぼすことにもなりかねませんので、できますれば自然な延長というところで位置付けていただきたいというのが希望でございます。私どもの方も何回も説明会を開いておりますが、やはりどういうふうに新司法試験が実際やられるのかと学生たちも関心を持っているところでございますので、その点を御留意いただきたいと思っております。以上でございます。

【釜田委員】ありがとうございました。続きまして、新潟大学からは法学部より本間先生にお越しいただいております。よろしく申し上げます。

【本間教授】本間でございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。

それでは、早速入らせていただきます。私どもが考えている養成する法曹像といたしましては、地域住民のニーズに即したリーガルサービスを確実に提供できる地域住民の信頼にこたえる法曹ということでございます。入学定員は80名でありまして、この中では一番規模が小さいと思っております。そのうち、定員は設定しておりませんが、7割程度を法学未修者として想定しております。法学未修者と既修者の振り分け方ですが、入学試験に関しましては、未修者、既修者を問わずすべての出願者について適性試験、それから本法科大学院による独自の個別試験を実施いたします。法学既修者としての認定は入学定員の3割程度を予定しておりますが、合格発表後に実施されます法律科目の試験結果によって行うというふうに考えております。

カリキュラムの概要と特色であります。まず修了要件につきましては、標準修了年限は3年以上在学し、かつ、96単位以上を修得するものとするということを考えております。内訳でございますが、必修科目72単位以上、選択科目24単位以上と考えております。必修科目の内訳につきましては、お配りした資料の1枚目に横長のものがございます。そこに内訳が記載されてございますので御覧ください。

次に展開応用科目の概要ですが、これにつきましても同じ資料を御覧ください。なお、本日、科目等の概要につきまして、お手元に配布されているかと思っておりますが、イメージをつかんでいただくために科目の概要を説明してございます。

次に実務基礎科目の概要であります。これにつきましても表に記載のとおりであります。ただ、私どもは、このカテゴリーに属する科目は御覧のようにそれほど多くはございません。しかし、法律基本科目群の各種法務演習というのがございますが、こういった科目等の中で、いわゆる法曹倫理、法文書の作成、ローヤリング、要件事実と事実認定の基礎等の内容が組み込まれたカリキュラムとなっております。これは、こうした内容の科目を単体で配置するよりは他の科目との関連性の中で協議した方が教育効果が上がるという考え方を基礎といたしております。

各学年の学年配当につきましても、同じ表に記載のとおりでございます。

それからカリキュラムにおける特色といたしましては、まず第一にコア・カリキュラム制度というものを採用してございます。これは、21世紀の法曹に求められる法的サービスが多様化・専門化するだろうということに対応いたしまして、こうした法曹を養成するためには、学生の自主性を最大限に尊重しながらも、やはり学生の将来の進路設計と適合するようなカリキュラムを編成する必要があるというふうに考えております。そこで、私どもとしましては、学生の将来の進路の設計に役立つということを目的といたしまして、このコア・カリキュラム制度を採用しております。コア・カリキュラムの内容につきましては、一番最後の資料を御覧ください。このカリキュラムは学生の将来の進路を念頭に置いて、そのために必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択することができるようにした履修上のガイドラインでございます。こうしたガイドラインに従いまして、選択科目を履修することによって、各学生が将来の進路にふさわしい系統的な科目履修を行うことが可能となるだろうと、また、各コア・カリキュラムに含まれる基礎科目が有機的に結合しまして教育効果も高まるだろうということを期待してのものでございます。いわゆるコース制との主たる違いは、学生の自主的な選択を重視いたしますので定員を配置しないということにございます。

それから、内容につきましては、そこに記載のとおりであります。先ほど申し上げたように、私どもの養成する法曹像としましては、地域の住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できると、地域住民の信頼と期待にこたえる法曹ということですので、その教育理念に従いまして4つのカリキュラムを用意いたしております。

それから、基礎法学の重視というのが2つ目の特徴として挙げることもできるかもしれません。基礎法学は、御存知のように、現代法制度を批判的に考察し柔軟な思考力を養う上で、さらに、総合的・創造的な思考力をかん養する上で重要であるということから、こうした分野の科目群、具体的には私どもの科目で言いますと司法制度論、法学の基礎、法社会学、正義論、あるいは比較法文化論など、こういった科目群を重視したカリキュラムを編成しております。

3つ目は、教育内容、教育目標をそれぞれ異にした多彩な演習科目を配備しているということにございます。演習科目の種類につきましては、問題発見演習、総合演習、市民法務演習、裁判法務演習、さらに法務総合演習という形でそれぞれ教育目標、教育内容を異にしたものを用意いたしました。問題発見演習のイメ

ージは、個別法律分野に関する体系的な理解力だとか問題発見能力をかん養するということを目標としました事例研究ということになります。総合演習につきましては、法分野全体に関する具体的な理解力だとか問題発見能力のかん養を目標としました複数の法律分野にわたる論点研究、事例研究ということになります。市民法務演習であります、法文書の作成術、ローヤリングの交渉術、あるいは問題解決、処理能力のかん養を目標としましたロールプレイ方式による裁判前、あるいは裁判外紛争処理手続に関する実践的な授業というイメージでございます。裁判法務演習につきましては、法文書の作成術、弁論術、交渉術、訴訟活動能力のかん養を目標としたロールプレイ方式の裁判による紛争処理手続に関する実践的な授業ということであり、最後の法務総合演習であります、実務準備教育という観点から、総合的な事案解決能力のかん養を目標といたしまして模擬裁判を含むロールプレイ方式による実務上生起する事件を素材とした総合的な解決技能をトレーニングするというところでございます。

4つ目の特徴といたしましては、法的専門知識の付与という形ではなくて、限られた時間に効果的な教育を行うためには法的な専門知識を活用する方式の教育ということが必要だということでございまして、それに配慮した形で先ほど申し上げたような多様な演習科目を配置してございます。

5つ目は、多彩な実務家教員を配置しております。特に、狭義の法曹だけではなく企業法務、官公庁、更には非常勤講師でございますが、公認会計士、司法書士等を予定しております。特に非常勤講師として予定しております公認会計士、司法書士であります、法曹にとって重要であるにもかかわらず、実際には学習する機会が極めて少ないというものに関して、やはり必要最小限度の知識をかん養をする必要があるだろうということで、そういった科目を配置してございます。具体的には、経営実態論、登記実務と法という科目でございます。

最後に、実務との架橋を強く意識した教育が求められております関係上、教育内容だけではなく、教育方法におきましても、法理論教育と実務基礎教育との架橋を図る必要があるということでございまして、そのために、いわゆる実務家教員と研究者教員とが協力しながら一つの授業を担当するという教育方法も各種、先ほど申し上げたような法務演習において重点的に採用するということにいたしております。

それから、4番目に成績評価修了認定の方法であります、第一に、厳格な成績評価を担保する制度的な工夫ということでございます。これにつきましては、第一に、従来採られてきたような定期試験やレポートによる成績評価だけではなく、授業の出席参加の積極性、あるいは課題への対応状況といったような平常点による評価、更には小テストの実施による履修到達度の確認などによって日常のプロセスを重視した成績評価を行うということを考えております。

第二に、各科目の履修到達度を厳格に判定するために、複数の教員による試験問題等の作成、更には採点基準の設定、及び複数の教員による採点を行い、絶対的な基準に基づくGPAの活用によって厳格な成績評価を行いたいというふうに考えております。

第三に、日常的、かつ、個別的な履修到達度を確認しまして、学習方法に関する相談・助言などを行うことを目的として、いわゆるオフィスアワーというのは現在大学などで制度化されておりますが、これを積極的に活用するとともに、学生の勉学及び生活面のケア、更には進路指導を行うアドバイザーを各学生に配置する制度を採用するということを考えております。

最後になりましたが、新司法試験の在り方に関する意見ということでございます。特に、具体的な提言を持っているわけではございません。ただ、言うまでもないことですが、新司法試験というものが、法科大学院課程における教育、それから司法修習生の修習との有機的連携の下に行われるものとされておりますので、そうだとすれば、新司法試験というものは、法科大学院の教育内容を可能な限り反映させたものでなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

【釜田委員】ありがとうございました。それでは、早稲田大学からは浦川先生、浅古先生お2人にお越しいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

【浦川教授】本日はお招きに預かりましてありがとうございます。私、浦川と隣におります浅古教授の2人で本日は御説明をしようと思っております。まず、私の方から、早稲田大学法科大学院の概要を御説明して、カリキュラムの内容につきましては、カリキュラムの編成に中心的な役割を果たした浅古教授の方から御説明するという分担でまいりたいと思います。なお、資料につきましてはお手元にヒアリングのためのレジユメ的なものをお配りしましたが、それとともに、席上配布資料という形で早稲田大学の教員組織、学科目配当表(案)、シラバス(案)というものをお配りしております。これはまだ未定のものでございますので、後ほど回収することをお願いしております。

早稲田大学の法科大学院は、御存知のとおり来年の4月に開設予定ということで準備をしております。1学年は300名、規模的には最大規模に近いものかというふうに考えております。標準修業年限3か年で収容定員は900名ということで、教員数としては15名に1人ということでありますので、60名が基準になります。それでは足りないだろうということで、専任教員を約70名にしたいと考えております。お手元の教員組織表をご覧いただければと思いますが、大体このような形で教員配置は行っているということを御理解いただければと思います。

設置形態は、大学院独立研究科ということで、大学院法務研究科という形での開設を考えております。

入学者選抜ですが、選抜方式については、既修者と未修者を分けずに一元的な入学者選抜を行って、入学者のなかで「法学既修者」の認定を希望する学生に「法学既修者認定試験」を課す、いわゆる内部振り分け方式を採用するというところでございます。これは、法科大学院に求められている公平性、解放性、多様性を確保、実現するにはこの方法が一番良いだろうと考えまして、早稲田大学の法科大

学院では、いわゆる法学既修者枠とか未修者枠とか、社会人枠というような進学希望者のバックグラウンドによる定員枠というものを設けるということをせずに、一元的な入学者選抜方式を採用しようと考えております。

選抜試験の実際でございますが、一次試験といたしましては、法科大学院が用意する進学調書、これは受験願書ということになるかと思えます。それと適性試験の成績、これは早稲田の場合には大学入試センターの適性試験を採用しております。それからステートメント、これはこれまでの学業、生活経験と進学動機などを記した作文であります。それに推薦状をつけて、学部成績を出していただいて、その他に更に自己の能力を示すものがあれば、それを付けていただくということを考えております。例えばTOEFLみたいなスコアがあればこういうところでアピールしていただくというふうに考えております。そしてそれを全体的に総合的に評価いたしまして、一次試験の合格者を決め、つまり面接対象者を絞ろうと思っております。二次試験につきましては、集合試験として面接試験を実施しようと思っております。そして、再度一次試験の成績と二次試験の成績を総合的に判定して、入学定員300名の合格者を出そうと、こういう試みでございます。

それでは、いわゆる既修者というのをどうするのかということですが、この既修者につきましては、一次試験、二次試験という形で合格者が決まった後、入学者の中で、法学既修者としての認定をしてもらいたいと希望する者に対して、法学既修者認定試験を実施します。試験問題は我々の方で用意いたしまして、外部の試験を使うというのではなくて、早稲田大学独自の論述式の試験を考えております。それを基に本当に能力があるかということを試そうというふうに考えております。私どもの考えにおきましては、既修者試験の内容というのは、要するに、1年次の科目30単位を免除できるだけの能力がなければならないであろうというものであり、したがって、そうたやすいものではないというふうに考えております。この法学既修者の認定についても、定員枠を設けないと言っております。私どもは、法学既習者と法学既修者は違うのだという認識を持っております。既修者認定試験として実施する科目については、現在検討中でございます。

【浅古教授】早稲田大学のカリキュラム案では、1年次と2年次では、法律基本科目を中心として、法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基本的な法分野の学習に重点を置こうと、お手元のカリキュラム案のようなカリキュラムを用意しました。お手元の資料で言いますと、レジユメの次の頁のところに1年次配当科目というのがございます。黄色でマークしてある科目が法律基本科目でございます。次の頁の2年次配当科目の中も黄色で示してあるところが法律基本科目と我々が呼んでいる科目でございます。1年次に30単位、既修者については、先ほど浦川教授から御説明申し上げたように、これを免除いたします。2年次に24単位、法律基本科目がありますので、54単位が法律基本科目ということになります。その内訳は民事系が32単位、刑事系12単位、公法系10単位、合計54単位でございます。

1年次につきましては、私どもは法学部卒業でも3年制に来てもらいたいということがポリシーですので、非法学部卒向けと法学部卒向けに分けて法の基礎理論を履修させるということを考えました。その下に司法制度論という科目がありますが、これは非法学部出身者、法学部出身者を問わず選択ができる、この3科目の中から1科目を選択必修ということにいたします。法情報調査もこの法の基礎理論、あるいは司法制度論の中で5回程度割り付けてやりたいと思っております。法の情報調査につきましては、クラスを更に30人程度に分けてチューターをつけて具体的な指導とレポートの作成などをさせようというような計画でございます。

それから、早稲田大学は、独自性について三つ目に書いてございますが、現在の法律を解釈・適用するだけの能力を養成するにとどまらず、歴史的・国際的な法の発展動向を見極めることができるように、基礎法学・外国法・国際法・隣接科目群を充実するというところでございまして、席上の配布資料の方に細かな具体的な基礎法とか隣接科目、外国法の科目名を挙げておきましたので、御覧いただきたいと思っております。その中から1年生後期から3年生後期の間に2科目を選択必修という形で履修してもらおうということになっております。

2年次の科目では、実務基礎科目の必修科目と選択必修科目を2年次に配当する用意をいたしました。

3年次の科目の早稲田の特徴は、ワークショップと我々呼んでおりますが、将来、専門的な法曹に育っていこうという場合、どういう専門を身につけるか、その専門別に9つのワークショップを用意いたしました。そのワークショップにそれぞれ科目を配当いたしておりますが、席上配布資料を見ていただきたいと思っております。ワークショップに入っている科目と、先ほどの選択必修に入っている科目、こういった科目についてはいずれも共通選択科目として、例えば、公益法務を取った学生も更に他のワークショップにある科目を共通選択科目として取れるということになっております。ワークショップは、8単位から20単位の範囲でこれを選択してもらおうと考えておまして、ワークショップ科目と共通選択科目合わせて26単位ですので、ワークショップの科目を何単位履修するかのよって、違って参りますが、ワークショップ以外の科目から、共通選択科目は、18単位から6単位を選択していく、こういう設計を考えています。

早稲田大学ではリーガル・クリニックというものを非常に力を入れて設置をしたいと考えております。リーガル・クリニックには民事、家事、刑事、労働、知財、外国人、ジェンダー、憲法、こういうようなクリニックを開設したいと思っております。

それから、エクスターン・シップで法律事務所、あるいは官公庁、国連機関、企業法務、こういうところに学生を出したいと思っております。3年次のある曜日に限って、エクスターンで出ていく、あるいは夏休みや春休みの例えば2週間くらい毎日そういうところに行って単位を取る、こういう形を考えております。

もう一つは、海外協定校との間で交換留学を考えておまして、アメリカのロースクールとの間でLLMのコースへ学生を派遣する協定を持っておりますの

で、これを活用して学生を海外に送る。海外からも逆に交換で早稲田へ外国人学生が参りますので、そのための英語で日本法を講義するクラスを用意するという事を考えております。

選択科目につきましては、それぞれ担当の先生方が、この科目についてはペーパーオプションであるということをお知らせし、リサーチペーパーを書いた場合は、更に2単位追加で認めるということをお考えしております。

成績評価でございますけれども、1年次については学年制の導入を検討しております。すなわち、1年次の学年末に進級試験を行いまして、この試験に合格しなかった学生については、不合格科目につき再度履修をさせる、というのは、1年次の科目を取らないで2年次の科目を取ることが認められるだろうか、例えば、刑事訴訟法を落としながら2年次の刑事法総合を履修する、これはまずいのではないかという意見が強くございまして、1年から2年に上がるころだけ、学年制を入れようということをお考え、現在、検討しているわけでございます。成績評価は、現在学部の方で、必修科目、例えば民法ですとか、そういう科目につきましては、大体3・3・2という割合で点数を付けるという了解がございまして、そういった形をもう少し厳格にした相対評価を導入したいと考えている次第です。

【浦川教授】今の3・3・2というのは、優が30パーセント、良が30パーセント、可が20パーセント、不可が20パーセント、これは大体ガイドラインがありますが、これが絶対というわけではありません。もう少しきめの細かいものを法科大学院では考えなくていけない。いずれにしても相対評価を導入しようというのは、我々の考え方です。

5番目に新司法試験に対する意見・提言ということで、提言というのは生意気ではできませんが、今まで笠井先生、小幡先生、本間先生がおっしゃられたことは、私ども早稲田大学としても全く同感でございます。ここにいくつかポイントを書いておきましたが、ともかく、私どもの場合、先ほど言いましたように未修者が中心であるということでもありますので、未修者中心の法科大学院があるということをお考えいただきたい。つまり、思索能力がなければしょうがないのですが、思索能力、あるいは法的思考能力は十分つけるつもりであります。あまり微に入り、細をうがうような問題は望ましくないのではないかということをお考え、法科大学院におけるいわゆるプロセスとしての学修の成果を問う試験であってほしいと願っております。これは点としての司法試験からプロセスとしての法曹養成というのが、正に司法制度改革あるいは中教審答申にもありましたが、私どもはそのことを忠実に履行するつもりですので、プロセスとしての学修の達成度を問う試験としていただきたい。具体的に申しますと、試験の内容については、法律学を長期間勉強した者にとって有利になるような法律条文の細部の解釈にわたるような問題、あるいは暗記力に頼るような問題はぜひ避けていただきたい。そして、今、申し上げましたように、いわゆる未修者にとって不利にならないように、法律制度の根幹を問う問題であるとか、体系

的理解力を問う問題であるとか、あるいは法的な思考力の有無を問うような問題をぜひ作成し、出題していただきたいというふうに願っております。私どもの説明は以上でございます。

【釜田委員】ありがとうございました。それでは、ただ今、頂戴いたしました4大学からの御説明を踏まえまして、各委員の方から御質問を頂戴したいと思います。

【鈴木委員】厳格な成績評価ということで、いろいろ工夫をされているということとは良く分かりました。従前の大学の評価がどういう仕組みなのか分からないのですが、今のお話では、早稲田大学では相対評価ということでしたが、京大、上智は基準は設けるということで、例えば、京大の場合、何点から何点までというやり方ですと、どちらかという絶対評価的なんではないでしょうか。

【笠井教授】まず、京大は学生に対して素点を付けて提示しております。例えば80点とか78点とか82点とか75点とか60点とかいろいろありますけれども、そういう素点を付けて提示しております、それは基本的には法科大学院でも維持することになるかというのがこのペーパーで、AからFというのは、ある種の目安みたいなものです。現在の学部成績の付け方というのは、80点以上は大体何割くらいという基準は一応ございますけれども、他に關してはあまり基準がないのです。これ以上は落とさないようにしようとか、これ以上落とそうというのもないわけです。そういう意味では、京大の場合、かなり絶対評価に近いところがあるのかなと。いわゆる優という80点以上のものを付ける数はあまりインフレになってもいけないし、あまり科目によって少なすぎるというのも公平さを欠くということで、大体このくらいという申し合わせはあるのですけれども、今まで各教官に任されているところが結構多ございまして、それを今後、法科大学院でどの程度、どうしていくかということ十分に検討しなければならないところであります。そういったところもやはり公平を図っていくことは考えていくべきだということで、そういった趣旨も含めた意味でAからFみたいなある程度の目安も、考えながらやっていこうということです。

【滝澤教授】上智大学は2年ほど前から、教授会の内部で申し合わせ事項というものを作りまして、3・3・2とかいうのではなくて1割から3割の間とかそういうことで幅をもたせましたが、相対評価を採用しています。そして上智の場合は3段階でなく4段階、A B C Dまでが合格、それと不合格ということですので、もう少しきめ細かい評価になっておりますが、全学的に4段階評価に切り替わったときに、法学部としては、幅はありますけれどもこの範囲内で相対評価で付けましようということに決めました。もちろん少人数の演習みたいなものは除きますけれども、ある程度的人数以上の講義の場合には、科目による差別をなくすということをやったわけです。この改革をそもそも行ったのは、基本的には法科大

学院ができた場合に、法科大学院に入るためにGPAというもので学部成績を客観化しようということになり、そしてその準備作業として学部の成績評価の平準化を考えました。基本的にはそういうことで、すでに今まで学部についてはそういう形で評価しておりますので、同じような方式を法科大学院においても採用しようということなのです。すでに経験がありますので、それを法科大学院でも同じように適用することを考えております。

【鈴木委員】 相対評価がいいか、絶対評価がいいか、私もよく分からないところがありますが、少なくとも新潟大学から御指摘のありました、同じ科目を複数の人が教えるという場合の公平化という意味では、基準があった方がいいんじゃないかという気がします。そういう面で、新潟大学の評価というのは複数の人が見ると、絶対評価でもいいのかもかもしれませんが、どちらかと言えば相対評価的な考え方でしょうか。

【本間教授】 その問題は非常に重要な問題として、今、検討中でございまして、明確にこうだとお答えできる段階ではないのですが、ただ、少なくとも私どもは、学部では既にGPA制度を導入しておりますし、ただ、評価基準ですが、これに関しまして明確なコンセンサスがあるというわけではございません。現在、法科大学院の成績評価につきましてコンセンサスをとるということを検討しているところです。ただ、先ほど御指摘の複数の教員で問題作成する、あるいは複数の教員で採点するというのは、現在も、恐らく法学部の制度の中では、やっているところは少ないと思います。ただ、そういうようなものをやらない限り、特に私どもは少人数ですけれども、クラスがマックスで4クラスぐらいになりましたときに、クラスごとに評価に差があるというのはできるだけ避けたいという趣旨で、こういった方法を採用すれば、較差が是正できるかどうかは明らかではありませんが、そういう方向で考えております。

【浦川教授】 若干補充をしておきますと、早稲田大学は学部で3・3・2・2と言ったのですが、これは決して相対評価が行われているというのではなくて、むしろ行われなさすぎたので、少し調整しようという形で、ここ5、6年進めてきたわけです。特に、いわゆる必修科目について、教授会で、先生方の採点した結果の統計を見せまして、各先生方は、大体自分がどうかというのは分かりますので、それで、学部の方では、3・3・2・2という、このガイドラインぐらいで納まるようにしてもらいたいという、少し緩やかな形のガイドラインで、できるだけそういう方に導こうとして来ているというのが実態であります。少しずつ、そういう方向にはなっておりますが、あまり極端な採点というのはなくなってきているというのが実態です。これは学部です。法科大学院の場合には、特に進級制を採った場合、同一科目を複数の教室でやったというときに、あまりばらつきがあると問題であるわけで、一般に集団は均一であるということを考えたときには、やはり、今言った相対評価でやるというのが不公平でないということで、学

生も納得するであろうと、私どもは考えておりました、したがって、できる限り相対評価を導入しようというふうに考えております。

【宮川委員】不可は絶対評価なのでしょうか。さっき聞きそびれたのですが。

【浦川教授】現在の学部のガイドラインは、3・3・2・2ということで不可も相対評価となっております。

【宮川委員】そうすると、不可は20%は必ず出るということですか。

【浦川教授】絶対というわけではなくて、このくらいになるでしょうということです。別に絶対付けなさいというわけではなく、一応、大体そういう方向でやるのが望ましいだろうというガイドラインです。

【宮川委員】今の仕組みですと、例えば、民法で不可をとる人が20パーセントはそのクラスの中で出てくるというわけですか。

【浦川教授】いや、法科大学院の場合、絶対評価の方が良いと考えております。

【宮川委員】その人はもう1回、履修するということになるのですか。

【浦川教授】その場合、京都大学でお示しになったように、1科目でも落ちたら進級できないというのではなくて、当然、いくつ落とせばという話にはなると思っています。

学部の場合は、進級制を採っておらず、単位制ですから全くその点は卒業とは掛かってきません。

【笠井教授】京都大も1科目でも落としたら進級できないというのは、未修者が3年次に基礎科目を取ってない科目があるというときだけで、その他は、数科目落としても進級はできるという制度になっております。

それからこれは私の個人的な考えですが、不可というかFにつきましては、私はかなり絶対評価的な感覚の方がむしろ大学の教員の感覚としては必要なんじゃないかなというふうに感じております。これは他の先生方が共有されているかは分かりません。

【小津委員】早稲田大学さんにお伺いしたいのですが、未修者にとって不利にならないようにという点なんですけれども、司法試験の在り方として、暗記力に頼る問題をどう考えるかというのは、独立の問題としてあると思えますけれども、2割ないし3割を一応法学既修者として想定をしておられるわけですが、それは法学部を出た人がこれだけであるということとはもちろんイコールではないわけ

ですね。

それで、法学既修者認定を受けない者で、なおかつ法学部を出た者がどれくらいと想定をしておられるのかということと、未修者にとって不利にならないようにという意味がもう少しどうということだろうかという2点についてお伺いしたいと思います。

【浦川教授】それについて申し上げますと、別にこれは特異な問題ではなくて、つまり法律というのは、例えば、この判例を知っていれば答えられるとか、この条文の特殊な解釈を知っていればなんとか答えられるとか、そういうものは作れないことはないわけですが、そういうような問題は望ましくないというのは既に言われていることで、私どもの場合、特に大きな母集団は未修者で、未修者というのは、本来的に予定しているのは、社会人に入ってきて、場合によると法学部の経験が全くない人達で入ってきて、3年間やって卒業していく。こういう人達も、そこでちゃんと学修して、今言ったカリキュラムをこなしていれば受かると、これはすべてが受かるのではなくて、その中でやっぱり、ある程度選別されるのはやむを得ないと思いますけれども、特殊な勉強をしなければ、あと1年間、机にかじりついて、条文を全部覚えなくてはいけないという形にならないような試験をお願いしたいと思っています。

それから、早稲田大学の場合に法学部卒業者をあえて未修者にしたいと願っているわけではないので、ただ、当初の司法制度改革審議会や中教審の理念というのは、逆に、法学部卒業者ではあるが既修者ではないと、つまりそれは何かと言うと、法科大学院としての一つの理念でカリキュラムを構成して、その1年次に配当される基本的な法律科目を十分に理解しているという能力、達成されている能力を測れということでもありますから、私どもは形式的に法学部を卒業したからといって、既修者になれるというふうには学生たちには言っていませんし、だから要するに、法科大学院の1年次の教育の進級試験に受かるくらいの能力はなくてはいけないだろうと思っているわけで、私どもはそういうふうなつもりで考えているということでございます。

【小津委員】私の申し上げたかったのは、当然、法学未修者として入ってきて本来予定されている3年間の期間を法科大学院できちんとやった者がきちんと合格できるような司法試験にするべきだと、それについては私も全く賛成であります。ただ、そのことは、それぞれの法科大学院における未修者の割合が7割であっても、2割であっても同じことであろうと思いますので、つまり未修者が多い法科大学院があるということで、そういうふうを考えるべきだという御趣旨であれば、それは少し違うような感じがしたものですから、あえてお聞きしたのです。

【浦川教授】若干そういうことで誤解があれば、私どもは訂正いたします。

【中川委員】教科内容の特徴ということなのですが、伺ってますと、かなりバラ

エティーがありますよね。例えば、京都大学の場合は非常に総花的と言いますか、フル規格装備であると、新潟大学の場合は地域性というのをおっしゃいまして、ですから地域密着型の法曹を目指している、上智の場合は国際性あるいは環境に詳しい法曹、早稲田の場合は、特にワークショップということをおっしゃって、だから3年次辺りでもう自分の行く進路を大体見定めて、それに見合ったカリキュラムを提供すると。これは大変結構なことだと思うのですが、試験をする側から見ますと、特徴があればあるほどやりにくいということになるような気がするのです。そうすると、結局、その特徴みたいなものを除けてしまって、もっと根幹にある部分だけの能力なり、あるいは履修内容をテストしていくということでもいいのか、あるいはやっぱりそれだけの教育をされているわけだから、特徴は特徴としてどれだけの能力を身につけたかをテストしなければいけないという考えにするのか、これは大変悩ましいなど、お話を聞きながら思ったんです。だけど、これは概念的にそんなことを言ったって仕方がないので、その特殊性・特徴というものはどの程度の比重でお考えになっているのか教えていただければありがたいなと思います。

【小幡教授】法律基本科目の必修単位数で考えますと、私どもの方では、法律の基本科目として、公法、民事法、刑事法で60単位ございます、93の中に。それから、更に実務基礎科目という必修、すなわちどこでも必ずあるというのが7単位ぐらいございまして、つまり67単位というのは、どこの法科大学院でも必ずこれは法科大学院修了には必須であるという部分で、一番中核に置かれているわけでございます。それ以外にも選択必修の実務科目で模擬裁判などは絶対置かなければならないということで、また4単位ほどございますので、特徴を出す部分というのは単位的に言うと限られたものになります。これは、どの法科大学院でも多分同じ状況ではないかと思えます。その中で、それぞれの法科大学院は特徴を出そうとしているのですから、できましたらそれについては、例えば選択科目で試験をしていただくチャンスが与えられれば望ましいと思えます。

【浅古教授】席上配布資料の早稲田の表紙から9枚目の所を御覧いただきたいのですが、そこに修了必要単位というのを書いてございますが、その法情報検索とか法律基本科目とか、そこに数字が書いてありますのは、モデル案で示された単位数でございます。その右側にありますのが、早稲田で考えている単位数、選択必修もでございます。そうしますと、70単位、あるいはモデルでは68単位、これは大体決まっております、どこの大学でも法科大学院に共通な科目をここに置くということになります。要卒単位の93単位、あるいは早稲田の場合は96単位を考えておりますので、この96から70をとると26単位、この26単位のなかで、それぞれの法科大学院がどういう教育をするか、その理念を示すということになるかと思えます。

【浦川教授】したがって、先ほどの特色はどの程度重きを置いているのかという

めた知識の修得度を教室で試そうというのが法科大学院システムの在り方でもあるだろうと私どもは思っていますので、そのところはしっかり確認させようとは思っております。

【柏木委員】今日、お話を聞いて、未修者枠が非常に多い学校が多いので、感激したのですが。未修者というのは、他に法律を勉強していないというだけではなくて、理科系を勉強したとか、文学を勉強したとかそういう人たちが来るわけですね。それは多分、法曹になった時に非常にいい法曹になるポテンシャルを持っているだろうと、そこで、矛盾が出てくるのですが、司法試験でそういうものが測れるかということなんですね。少なくとも従来のような司法試験をやったのでは、そういうポテンシャルを測り得ないだろうという気がします。そうしますと、ごく単純に考えれば、早稲田大学や新潟大学、上智大学の未修者枠を広げるとするのは非常にいいアイデアで理想に近いのですけれども、逆に言えば司法試験の合格者数を減らしてしまうのではないかと、下手に司法試験を作ると、そういうおそれが多分あるだろうと思います。そうすると、我々が考えなければいけない難しい問題というのは、新司法試験を、どうやってそのポテンシャルを救えるような試験にするかということになります。ところが、非法律科目の試験はやらないわけです。やらないで、そのポテンシャルを測るとするのは、ほとんど不可能に近い。一つのアイデアというのは合格のレベルを下げるのだと思います。そういうポテンシャルというのは、プロセスでいろいろ訓練しているという前提です。一応、認定を受けたロースクールなのだからそのプロセスは十分に教育ができていますはずです。だから、卒業者の大半が合格するように新司法試験を設計することによって、ポテンシャルのある人で、かつミニマムのスキルを持っている人を合格させるという、こういう結論になるのかなという気がしているのですけれども。そうしますと、今までのようなセレクトティブな試験ではなくて、本当に基礎的なスキルなり、知識なりを持っているかと、これを見る試験になるということかなという気がしているのですが、いかがですか。

【笠井教授】私が、その合格率の高いものに設定していただきたいということをお願いして、ただ一方で内容的にはある程度、応用力もきちんと見ていただきたいというふうに申し上げて、その2つが自分でも矛盾を起ささないかなということとは、多少考えているところではございますけれども、各法科大学院で法曹を養成するのにふさわしい授業をして、修了認定を適正にやっていくのであれば、必ずしも矛盾しないと思われまます。こういう人には法曹になってほしくないという人は落とさないと思わないと思うのですけれども、各法科大学院がその教育プロセスの中で学生の能力を高め、かつ、見極めることが最初にあり、それを新司法試験がチェックするというのだと思います。こういう法的問題が生じたときにはこういう発想をちゃんとできているなというような最低限のレベルというのは、やはりあると思ひまして、法科大学院できちんと法律を勉強して、これから

法曹になっていく素養があると認められるというレベルがあります。そういうレベルを、どこに設定するかは難しいところであると思いますが、上智大学からお話がありましたように、非常に細かいところを突くというよりも、むしろ応用力というか潜在的な能力を測っていただいて、そういうものがうかがわれないという人については落とすのも仕方がないと思います。そういう意味で、内容と合格者数というものを考えていただきたいという趣旨でございます。

【小津委員】柏木先生がおっしゃられたのは、非常に重要でなおかつ非常に難しい問題だと思います。いくら工夫をしても司法試験では測りがたいすばらしい能力があるということはそのとおりで、他方でそういう法律の分野以外についての特段の学習や経験はなくて、いわば法律ばかりやってきて、そして法科大学院を出てという人を想定した場合に、その人にバーを下げてしまうと、法律ばかりやっていてそれ以外ができない人を通してしまうということになるわけで、そこで、非常に難しいのですけれども、法科大学院の側でそういう法律ばかりやってきた人にも必ず、法律以外のプラスアルファのところを学ばせる、なおかつ、それはいくら選択科目を増やしてみても、その司法試験の選択科目にならないというのを学ばせるための工夫と言いますか、そういうことがおおよそあり得るのかどうかということについて、何かお考えがあれば。とても難しいことを言っているのは承知しているのですが。

【浦川教授】それは、要するに、法科大学院の設置基準で93単位という問題があって、全体の制度設計の中で法律科目以外の教養科目みたいなものが、学部と違って全く組み入れられておりません。若干、隣接科目というものはあり得るわけですが。

それで、もう一つ、私ども、未修者が多いというのは、ある種のチャレンジをやるようとしていることは間違いありません。それはなぜかと言うと、ある意味でアメリカやドイツの法曹試験のように、ある所まで取ればそこから先は資格を与えるという形になってくれれば、私どもはある程度安心して、ここが達成度ですと言えるのですね。ところが、日本の場合は、御存知のように制度的に3,000人という枠が最大でも用意されているわけで、そうすると、認可される法科大学院がどのくらいの総定員になるかによって、結局、相対試験になってしまうんですね。結局学生は、3,000番の中に入らなければならないわけです。そうすると、場合によっては、非常に受験人数が多いことになり、今の司法試験がそうなのですけれど、結局、ものすごい競争の中に突入させられてしまう。ですから、この3,000人という枠の中でどうするのかという非常に難しい問題で、結局は、当初は認可される数がどのくらいかというのが、非常に大きな分かれ目だろうと私は思っております。ただ、問題は、絶対化すればいいのかというけれども、これは夢で現実にはできない、司法研修所を残すという制度設計になっているわけです。3,000人という時に、今度はそこで制度設計として、新司法試験を考えなくてはならないのかもしれないですね。つまり、最高3,00

0人という定員の中で、法科大学院のキャパシティの中から3,000人を選ぶというときに、あまり法律だけをやっている頭の固い人間じゃなくてもいいという方法、あるいは、非常に抽象的なことなのですけれども、あまり重箱の隅をつつくような問題ではなくて、その制度あるいは法体系の中心を問うような問題を出していただけないかと。法科大学院を修了した学生にそれがないというのは法科大学院の役割の放棄ですから、例えば、全く素人の法科大学院生が入ってきても、ここは達成させなくてはいけないと思って、先ほど浅古副委員長からも話があったのですが、我々はチューターをつけても、何とかそこまでは達成させようというふうに思っております。それが何であるかというのは、非常に抽象的な言い方ですけれども、コアになるところを問う問題である限りにおいては、これはできない方が悪いというふうに言えるのではないかと、そういうことを考える以外ないんだろう思っております。

【中川委員】だから柏木委員が言われましたように、プラスアルファというか、未修者の持っている良きものをテストするというのは、私も不可能だと思うんです。むしろ、それは法曹になってから実務の世界で発揮していただく能力でありまして、試験はあくまでも法曹としての適格性を問う試験ですから、それ以上のものを付加してテストする方が無理だと思うんです。だから、そういうことになりますと、浦川先生が言われたようなことかなと。ただ、それは何を意味するかと言うと、結局は大学間競争なんですね。いくら試験のバーを高くしようが低くしようが、受かる比率の高いところと低いところが当然出てくるはずですから、それは大学間の競争として割り切るということになるわけですよ。そういう理解をせざるを得ないと思うのですけれども。

【笠井教授】私が申し上げた合格率といった問題は、浦川先生がおっしゃったように法科大学院の学生数や卒業者数との関係で流動的にならざるを得ないところもあります。ただ、この辺り、ここで申し上げるべきことではないかもしれませんが、法科大学院制度の設計の仕方が適切なものであることを期待して、申し上げたことだと御理解いただければと存じます。

【宮川委員】さっき3,000人という枠があるというお話でしたが、そういう説もありますけれども、3,000人は枠ではない、上限ではないという考えで、将来3,000人を超えるような合格者が現れてきた場合には、それに対応できるような修習システムをこれから考えていこうと、とにかく努力して作りあげていこうという方向だと思います。

【浦川教授】ぜひそうしていただくと我々も少し安心します。

【宮川委員】ただ、アメリカのように、例えば換算点で1,000点満点中、660点以上はみんな合格させ、後は市場に任せると、こういう考え方を我が国で

も採れるかどうかということがあると思います。その後には司法修習制度もありますから、それとの有機的連携ということも司法試験法にはありますので、やはり修習に耐えられるレベルも必要ではないかと。司法試験は法曹に必要な能力の中のごく限られた一部分だけしか試すことができないものだと思いますが、その限りにおいても、どの程度のレベルを我々は求めるのかというのは、非常に難しいことかと思えます。あまり高くないラインを設定し、それ以上取ったものは全部合格させていくというようなシステムを我が国で採れるかということ、そこまではなかなか踏み込めないのでしょうか。

【小幡教授】そこはぜひ。法科大学院がどのくらい設置されるかにもよってくるかと思いますが、そういう観点も加えて制度設計をしていただきたいと思います。もう一点、未修者の話がございましたけれども、初めから課題として、3年なり4年なり法学部でやってきた学生と比べて1年間で集中的にその部分を修得させるというのは非常に難しいことであろうということは抽象的には良く分かるのですが、ただ、私どもも、50人という人数を見ますと、ある程度、可能ではないかという気がします。やはり50人ということになりますと、1人1人の学生についてどのくらいその人が理解しているかということ、ある程度教員の方が見ながら、宿題や特別課題も含めて対応できるのではないかと思ひまして、そうすると、1年で何とかキャッチアップは可能ではないかと。

それからもう一つ、先ほど法学部から行った人は、カリキュラム上、他の分野の勉強ができないということがございましたけれども、未修者の学生たちが2年に上がったときに、1学年100人になりますが、そのときに、未修者から上がった学生のクラスと既修者のクラスというふうに、むしろ分けないで、そこは混ぜてしまった方が良いのではないかと考えておひまして、そうすることによって法学部以外から来た学生、技術系もいらっしゃると思ひますし、いろいろな専門を持った方もいらっしゃるの、そういう学生といわゆる法学部から行った学生というのが一緒のクラスになることによって、お互いにいろいろ刺激はあり得るのではないかと考えておひます。

【浦川教授】私どもは未修者を多くするというところで、当然、不安はありますけれども、ただ、今、先生がおっしゃったように少人数クラスで十分教えるということと、もう一つは我々の共通の認識なのですが、法律学というのは、いわゆる大人の学問と言いますか、社会のことを対象としているわけで、未成年に教えようと思ってもなかなか難しいわけです。債権と言っても、そのこと自体が非常に抽象的な話で、ところが、これが社会人、あるいは4年間大学に行っていると、22歳以上になってくると、これは急速に社会のことが見てきますから、債権が何であるとか、担保制度というものはどういうものだとか、抵当権というものが、具体的には知らなくてもおおよその制度というものはこういうものなのだという認識とかは持っているわけで、それを前提に教育しようというのと、全く机上で教えているという今のレベルとでは、違うのではないかと考えておひまして、

我々は一つはそこにかけてみたいと思っているわけです。

したがって、1年間の達成度というのは、今の1年間とは違いうだろうと、しかも従来のように教場で教えるということだけが授業であるということではなく、我々の場合には、説明会でも言うておりますけれども、1年の時は死ぬほど勉強してもらおうということを常に言って、それに耐えるだけの体力と根性がない限り無理であろうということを常に、他の大学もそうおっしゃっていると思うのですが、学生たちに説明会で言うております。学生にはそれについて来てもらおうということを考えて、何とか1年でキャッチアップできると私どもは思っているわけです。

【磯村委員】私自身が大学の関係者なのでここでお聞きするのはどうかと思いますが、今の未修者の問題を議論する前提として、特に留意する必要があるのは、未修者イコール他学部出身者ではないという点ですね。とりわけ、入学試験の段階では未修者・既修者を区別しない大学、あるいは上智大学のように未修者枠と既修者枠の併願を認めるという方式を採るというときには、限りなく法学既修者に近い法学部卒の法学未修者というのが、かなりの割合を占めることになる可能性があるのではないかと思います。その場合に、法学を学んでいない純粋未修者と法学既修者型により近い未修者を同じクラスで教えることの教育上の問題を、どのように考えておられるか、それから、入学試験に際して、他学部出身者及び社会人を受け入れるための積極的な方策をどのように考えておられるかをお伺いしたいと思います。

【浦川教授】未修者としては、今私どもに問い合わせが多いのは若い社会人なんですね。そういう人たちに是非とも来ていただきたいと思っておりますし、磯村委員がおっしゃる制度的にそれをどう担保するか、つまり、いわゆる既修者型の未修者をどうするかということは、我々、第一次試験では書類審査をやりますから、書類をきちんと読むつもりでおります。開けてみたら、委員がおっしゃったように、早稲田の法学部の学生がみんな未修者として来ているのではないかというようなことはにはならないだろうと考えております。

【滝澤教授】上智大学は50, 50なんですけれども、未修者枠の中に併願を認めますから、未修者枠が全員法学未修者とは限らないということは磯村委員のおっしゃるとおりなんですけど、我々としては、学部でしっかり勉強していなければ、既修者のコースに入れられないんだという形でむしろ積極的にとらえているのでありまして、法学部を出たけれども、3年じっくりやって合格率を上げようということではなく、本当に学部でしっかり勉強していなければ、既修者というか短縮コースに入れられない、そういうような形でとらえております。

それから、法学部を出た者について、若干の科目については単位を取ったものと認定する代わりに、そういう余裕がある場合には、法学部卒業生には違った科目を取らせてやることも考えておりますけれども、まだ決まっております。

うというような形で法学部を出た者には，3年コースに入った場合にも，もう少し幅広い知識を身につけさせるカリキュラムも考えられると思います。

【小幡教授】いずれにしても，100人中30人は他学部，あるいは社会人卒というのは決まっておりますので。

【磯村委員】努力目標ですよ。

【小幡教授】私どもはそうはとらえておりません。3年制コースは，50人ございますけれど，少なくとも30人は必ず他学部，社会人になるでしょうし，残りの20人があるいはそういう学生が来るかもしれないという程度の話かと思いません。

【鈴木委員】今日のテーマではないかもしれませんが，今の問題と関連するものですから現在の状況をお聞かせ願いたいのですが，今の法学部の3年生，4年生辺りが法科大学院にどういう意識を持っているのでしょうか。御存知のとおり，いわゆる移行期間がございまして，今年の4年生辺りが一番微妙なのかもしれませんが，3年生でも法学部にいて法曹を狙う人は，来年法科大学院に行こうという意識なのかどうか，日ごろの学生の感じはどうでしょうか。

【小幡教授】予備校が，今，3，4年生は現行司法試験がいいという宣伝をしているんです。ただ，うちの大学の学生などに聞きますと，本当は法科大学院に行きたいと。ただ，法科大学院の入試というのは何かとても難しそうだとか，いろいろうわさも飛んでおりまして，本当のところはどちらが有利なのかということで，大変悩んでいるという状況です。少なくとも，我々のところは説明会を開いたり，その後の質問に来る学生たちの状況を見ますと，法科大学院に行きたいという学生はかなり多いし，しかも1，2年に下がってくればくるほど，このところ大学の授業の出席率が非常に上がっておりまして，学部の学生が学部の授業を今までと違って大変真剣になっております。これはいろいろな先生に聞いても，みんなそのような傾向が見られると，いい意味での法科大学院効果ではないかと私は思っておりますけれども。つまり，しっかり，学部の授業を取ってという意識が，学生たちにも生まれてきているのかなと思います。

【笠井教授】京大もわりと同じような感覚を持っておりまして，3回生，4回生を対象に履修指導の意味もあった説明会ですけども，そこには，300名くらいは来たのではないかと思います。それに，私が民訴のゼミですから法曹関係を目指す人が多いわけですけども，ゼミ生としゃべっていても，3，4回生がかなり関心を持っているなというふうには感じています。ただ，現行司法試験は受けないのかと言いますと，場合によっては，法科大学院に在学している人が現行司法試験を受けるといったことも，望ましいことではありませんが，ないわけで

はないと思います。

【浦川教授】早稲田大学も全く同じで、特に4年生は渦中にいると思うのです。現行の司法試験を受験している学生は、今、必死に受けているというところで、短答がちょうど発表のところですから、法科大学院にするかどうかという動きが大量に出てくるのは論文式試験が終わったところから、つまり、7月の終わりぐらいではないかと思っております。つまり司法試験を受けたけれど駄目だったという感じをもったときに、切実な問題になっていくだろうと思います。今のところは、学生も情報集めの段階ですし、大学の方としても出せる情報が、カリキュラムも含めて、まだ先生方にお配りした資料よりも少ない情報しか開示できておりませんから、そういう点から言うと、まだ彼ら自身が法科大学院がどういう内容であるか具体的なイメージが分からない。僕ら自身も、本当に3、4年生で受かりそうな学生には、今年、来年がチャンスだと言っています。したがって、これからだろうと思いますね。本当に、私自身も、個人的に聞かれてどうしたらいいと言われてもどういうふうに答えて良いかわからないです。今、一番困ってはいません。

【宮川委員】現行司法試験の合格者の割合を、これから急速に減少させるというアナウンスをすれば、非常に効果はあるんでしょうか。

【浦川教授】それは当然そういう方向になるでしょう。そうすると、多分さっき言った古手の方が移動し始めるのではないですかね。我々にとってはあまり望ましくない。

【磯村委員】新司法試験については短答式試験と論文式試験が分かれており、短答式試験については、むしろ現在のものよりももう少し基本的な知識を確認する方向で考えるべきではないかという議論もあるかと思うのですが、そういう方向と、先ほどの思考力を問うべきであるということとの関係について、もし何か御意見がありましたら、各大学からそれぞれお伺いしたいと思うのですが。

【笠井教授】思考力は論文式で問えばよいと思っております。

【本間教授】私は先ほど申し上げたとおりなのですが、基本的に知識の確認も必要でしょうけれども、知識を活かして活用する方法論、あるいはその活用の斬新さみたいなものを測れるようなものもあればと考えております。

【磯村委員】それは短答式試験についてもということですか。

【本間教授】配分関係は特別な回答があるわけではございません。

【小幡教授】短答式試験については，論文もいずれにせよ受けさせるということですので，私は基本的問題で是非お願いしたいと思います。

【浦川教授】わたしも先生と同じで，基本的な問題を問うような形で設計していただいた方がいいというふうに思っております。

【釜田委員】よろしいでしょうか。長時間にわたりまして御協力いただきましてありがとうございました。これで法科大学院関係者からのヒアリングを終わらせていただきます。どうも本日は，ありがとうございました。

(2) 庶務担当からの報告

【釜田委員】会議を再開させていただきます。協議事項に入ります前に2点だけ庶務担当の方から御説明をしていただきたい点がございます。

一つは，在り方検討グループにおける論点整理案についてでございます。この前の会合におきまして，いくつかの御指摘を賜りましたので，それを踏まえて庶務担当の方で修正案を用意していただきました。

それから，もう1点は，この前の各グループとの意見交換の内容を踏まえての説明でございます。

この二つにつきまして，説明をいただいた上で，御検討をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(配布資料2について)

【横田人事課付】在り方検討グループの論点整理につきましては，前回会合において修正意見をいただきましたが，その後も若干の修正意見をいただきましたので，これらを踏まえて修正したものでございます。

【釜田委員】よろしいでしょうか。(一同了承)。そうしましたら，これをもちまして論点の整理をこのような形で確定し，公にするとすることにさせていただきます。

(配布資料3について)

【横田人事課付】前回の意見交換において，科目別ワーキンググループから，特に在り方検討グループで優先的に検討してほしいと御意見があったものについて論点整理から抽出してまとめさせていただきました。

【釜田委員】いかがでございましょうか。

【小津委員】これはもちろん，在り方検討グループにおいて検討する事項を限ろうとするものではないわけですね。

【釜田委員】そうですね。

【宮川委員】この資料3は、在り方検討グループにおける論点の中で、まず、司法試験の枠組みを決めるといった事項について検討していこうという、先にこういったことをまず議論していこうということなんでしょうか。

【釜田委員】そういうことです。

【宮川委員】そうしたら、これ自体は、公開しなくてもいいのかもしれませんがね。

【小津委員】そうですね。

【池上人事課長】意見交換会での概要を取りまとめて、在り方検討グループの委員お手持ちの参考資料として整理してほしいという御指示がありましたので、整理したものでございますし、内容は論点整理と重複しております。

【中川委員】私もそういう理解です。宮川委員が言われた、先に検討する事項を整理した方がいいのではないかという話だったと思います。だからあえて論点整理と別に公表する必要はないと思いますが。

【釜田委員】それでは、そういう扱いで。

(3) 協議

【釜田委員】本日の協議事項に入らせていただきます。まず最初に配布資料につきまして庶務担当から説明をお願いいたします。

(庶務担当から配布資料4から8について順次説明)

【釜田委員】ありがとうございました。

【中川委員】資料8の得点分布の目安は、割合と得点のどちらを優先するのか、見方がよく分からないのですが。一応の目安というのは何を言っているのですか。

【池上人事課長】これは、割合の方が目安でございます。

【中川委員】割合の方が目安なんですか。

【池上人事課長】例えば、考査委員の先生に採点をお願いするのですが、1,000通ありますと30点以上を付けるのは50通程度、次の300通程度に25から29点、その次の400通程度に20から24点、19点以下は250通程

度となりますが、ただこれは一応の目安でございます。

【中川委員】なるほど、1,000人の人達を5,30,40,25ぐらいで割り振って下さいということの意味しているわけですね。

【池上人事課長】はい。ただ、これはあくまでも一応の目安ですという申合せでございます。

【中川委員】目安だけど、その目安の割合をこれぐらいにしてくださいと、上の方に意味があるわけですね、点数ではなくて。割り振った後点数を付けると言うか、両方同時の作業にはなりませんけれども、上の方を頭に入れて点数を付けてくださいと。

【宮川委員】今、論文式の合格率というのは何パーセントぐらいなんですか。

【池上人事課長】20パーセント程度です。昨年は、論文式試験の受験者は6,400人強で、合格者が1,200人弱でございますので、5分の1弱ということになります。

【中川委員】これは実におもしろいと思いましたが、企業で業績評価とかをやると、大体これなんです、この数字なんです。年齢によって違いますけれども、これは中堅社員の評価の数字とドンピシャリ一致するんですね。大体5パーセントが非常に優れた人で、僕らは、S, A, B, Cという言い方をしていますが、Sというのはスーパーで、これは5です、その次が大体30で、その次が40で、それから25と。だから、これは人間社会の何か一つのランク付けに非常に合致しているなと思って。

【磯村委員】複数の採点者間で、グループ全体の傾向はある程度一致するとしても、個別の答案の評価のぶれというのは、どのくらいの幅があり得るのでしょうか。私がドイツで以前に聞いた話なのですが、ドイツでは2人で同じ答案を採点し、非常に高い点と非常に低い点が分かれるときがあって、一定数以上の幅があるときには2人で改めて調整し、そうでなければ単純に平均点で点数を付けることになっているようです。そういうケースというのは、今の客観化されている採点状況の中ではあまり生じないということなのでしょうか。

【池上人事課長】実は、同じ答案を今も複数の試験委員で採点するというやり方を採っておりまして、おおむね複数の採点は一致する傾向にございますが、採点の結果にある程度の差がある場合というのものないわけではありません。

【釜田委員】さて、試験実施上の基本的な枠組みに関する事項について、在り方

検討グループにおいて検討してほしいという御要望をいただいておりますので、試験の実施時期、日程、時間割、科目間のバランス、出題のレベル等についてご協議いただきたいと思います。これらはいずれも相互に関連しているところがあるわけですが、2番目の科目間のバランス辺りから御意見いただきまして、3番目の出題のレベル等の辺りを詰めれば、1番目の日程、時間割の辺りにおのずからかわってくるのではないかと思いますので、その順で協議して参りましょうか。

【磯村委員】選択科目の問題をどう扱うかということについては、時間割にもかわりますが、二つの相対立する考え方があり得て、例えば刑法、刑事訴訟法を合わせて1科目でやるのに比べて、選択科目はそれより比率は軽いはずであるという考え方と、逆に、法律基本科目については、どこも共通にやるので、自分が選択する科目については、多様性という観点から、それをむしろ重視して、他の科目と同じ程度の比率とするという考え方があり得るということで、そこを議論してはどうかと思うのですが。

【釜田委員】そうですね。具体的な問題を出していただきましたので、それにつきまして少し御意見をいただきましょうか。

【鈴木委員】短答式については、比率は別として科目間に差があってもいいというのは、共通した認識だと思うのですけれども、論文については、分かれるのではないかなと思います。

一つの考え方は、各科目の能力を見るというよりは、むしろ一般的な法的分析力というものを、例えば、民事系なら民事系を通じて見るということであれば、それぞれの時間は同じでいいのではないかということがあると思うのですが、一方では、やはり法科大学院でのカリキュラムの中で占める割合も違う、法分野としても広いということになれば、当然それに応じた比率でしかるべきであると、しかもそれを無視して同じ時間を当てると、どうしても勉強の仕方が、同じ配点のものについて民事系はものすごく勉強しなければいけないと、他の科目は、少しの時間だけでも同じ点が取れると、そうするとやはり問題が生じてくるのではないかということがあって、それならばやはり配点を変えるべきではないかということにもなります。私としてはむしろ後者の点も考えなければいけないのではないかと考えており、そういう意味で割合をどうするかというのは難しい問題ですけれども、やはり、各科目の間に、論文式についても、その配点や時間に違いがあってしかるべきではないかなという気がしております。

ただ、問題は割合をどうするかということで、実は、明確な基準がないものから、各科目に含まれる基礎科目と言うのでしょうか、その割合だとしますと、2、3、2ということなんですが、ただ、選択科目がそれでは1かということになると、ちょっと問題かなという気もしております。率については、留保させていただきたいと思うのですが、やはり、ある程度、配点とか時間の違いがあ

ってもいいのではないかという気がします。

【柏木委員】法科大学院を出たときに司法試験で何を測るかという問題があります。前にも話に出たように基礎的な法的ものの考え方ができているかどうかということを中心とすべきだろうという気がするわけです。そうしたときには、基礎科目、この中でも民事系がどうしても中心にならざるを得ないのではないかと考えますので、三つのグループの中でも配点を変えるべきだと思います。

それから、選択科目の内容につきましては、非常に技術的な問題が多い。これは弁護士になってからでも十分キャッチアップができると思います。現場で問題が出てきたときに必死になって調べれば大体解決がつく問題と言い過ぎかもしれませんが、そういう性質があります。

ただ、なにが問題点かを見分ける能力はなければならぬ。法科大学院では問題の所在さえしっかり理解すれば、後は参考書を調べればなんとかなるということです。私は選択科目については、比重は刑事系、刑法、刑訴に比べて低くても構わないのではないかと思います。非常に大ざっぱになりますけれども、3、2、2という数字が出ましたけれども、それに対して1か1.5ぐらいで十分ではないかという気がします。

【中川委員】さっきの各大学の話聞いていますと、大体96単位に対して20単位ぐらいと、大体2割ぐらいをお考えになっているようなニュアンスですよ、大学によって違うのかもしれませんが、選択というのは。そうしますと、今の数字を割り振ると3、2、2、2でちょうど2割なんですよ、そこら辺は数合わせなんです。

【宮川委員】ただ、その20単位を、例えば、労働法なら労働法、知的財産なら知的財産という選択科目に全部費やすわけではないですよ。

【中川委員】それは違いますよね、どの辺になるか分かりませんが。

【宮川委員】基礎科目を取ったり、クリニックを取ったり、いろいろな選択をするとは思いますが。

【中川委員】それと、もう一つ、選択科目というのは、法科大学院の特徴とリンクしているわけで、そのところを、できるだけ特徴のある学校を作ってくださいと言っているわけだから、それはある程度評価するという考え方もないといけないと思います。

【宮川委員】どのような科目を司法試験の選択科目とするかを考えるときに、その科目に標準的な教科書があったり、ある程度学問として成熟しているということが大きなポイントになると思います。

そうすると、選択科目と言っても限られてくると思うのです。法科大学院で、いろいろな実験をして、新しい学問を開拓しようということが望まれているわけですが、あまり選択科目を司法試験の試験科目として重いものとする、司法試験科目になった選択科目に法科大学院の教育が集中していくということがあるのではないかと。私は選択科目はあまり重いものとしなくて、2時間なら2時間の中でその選択科目の基礎理論についての理解を中心として問うということではないかなと思います。選択科目については、基本3科目のように複雑な事例を与えて、分析をさせて考えさせるということまでは必要ないと思います。

そういう観点で言うと、この前の科目別ワーキンググループから出た意見で、2対1という意見がありました、いい線だなと思いますけれど。

【磯村委員】法科大学院ではいろいろな分野の勉強をさせて多様な人材を育てるということであるのに、しかし新司法試験では選択科目をあまり重視しないということになると、多くの法科大学院は新司法試験を意識するあまり、選択科目の中でも実質的には法律基本科目を取り込んで、例えば消費者法という授業科目で民法の契約法特論をやったりするのではないかと、そういう懸念もあるのですが。

【宮川委員】ただ、そこは司法試験で誘導していこうということではないので、それは第三者評価の役割だと思います。

【小津委員】いつまでに何を決めなければいけないかという関係で、例えば、基本的なものの考え方として、科目によって配点が違っていいかどうかということについては、根本的な考え方であろうと思います。そこは割合に早く本当は結論が出るべきで、一番難しいのは、選択科目でありまして、我々はまだ選択科目がどのようなものになるか分からないでこの議論をしているところ辛いわけです。宮川委員がおっしゃられているように、選択科目というのは、あまり重視すると結局法科大学院がみんなそればかりやってしまうのではないかと懸念があると思いますし、いろいろな新しいものを工夫しておられる分野については選択科目の中のある部分を使ってやっていることもかもしれません。そういう意味では、姿の見えない選択科目の配点の問題などについて、明確な数字を今決めるのは難しいという感じもしております。特に科目別の方々の作業をする上で、今我々がどの程度まで、この問題を決めなければいけないのかというのが。

【中川委員】幅広い法曹というイメージが大切ではないかと思いますが。従来の法曹教育ではありませんよと、実務とできるだけ融合した知識を身につけた法曹を育てようということですね。政策的には大いにそういう非法律的と言うか、選択科目の特徴をどんどん出してくださいと言っているのに、試験の科目を見たら純法律的なものばかりだったというのは何か、僕は合わない気がしますね、比率のことは別として、ものの考え方としてですね、メッセージを試験の中にも発していかないといけないような気がしますけれど。整合性と言いますか、

何か合わないといけないと思いますが。

【磯村委員】かつて、教養科目が司法試験科目にあったときに、あまり重視されないというイメージで受験したという記憶があります。選択科目の比重を軽くしてしまうと、結局新司法試験の論文式科目の中に選択科目を取り入れているという意味が後退してしまって、法律基本科目勝負であるというイメージになるかなという気もしますけれども。

どういう科目を選択科目に入れるかということに関係すると思うのですが、各法科大学院がそれぞれの個性を打ち出してカリキュラムを編成するというのであれば、新司法試験の選択科目についても選択の幅を広げていくべきではないかと考えており、試験に出しやすい科目だけを選択科目にしてしまうと、結局、ほとんど定番的になってしまうおそれがあります。できるだけ広い選択の可能性を認めた上で、場合によっては、選択科目について試験範囲に関するある種のガイドラインのようなものを示す方が、あるべき方向ではないかという気がしているのですが。

【小津委員】昔の選択科目と比べて広がるかどうかと問われれば、それよりはかなり広がるだろうという前提で私も考えております。

その上で、なおかつ、各法科大学院が教えているものが全部並べられるかというと、それも辛いのだろうなど。理想的には、幾つかがまとまって、どれをやっても少なくとも少しは役に立つというような、うまいくり方ができて、それが選択科目として構成されると一番いいと思っております。

【磯村委員】この前公法グループから指摘された問題で、なるほどと思ったのですが、例えば、環境法は新しい分野として非常に重要だと思うのですが、仮に環境法を選択科目にすると、公法系科目との関連性が強いことから、公法系科目を得意とする人が環境法を選択すると有利になるかもしれないという問題があります。同じことは刑事学と刑事系科目や破産法と民事系科目の関係についても当てはまり、法律基本科目との距離の近さ、遠さというものも考える必要があるかもしれません。

【柏木委員】具体的には難しいのですが、今各法科大学院が新しいことをやろうとしているというムードに水を掛けてはいけないのだろうと思います。

ですから、小津委員がおっしゃられるように何でもかんでも全部はできないと思いますけれども、やっぱりある程度のフレキシビリティを残すような方向にすべきなのだろうと思います。

ただ、それにしても、やっぱり配点としては、基礎科目と比べて、刑法、刑訴が一つの試験であって、それと同じ時間を与えるべきかということ、私は与え過ぎかなという気がしますけど。

【磯村委員】これは採点をどこまで数値化するかということと関連していて、私は基本的に到達度を見るべきであるという考え方に傾いていますが、そうすると選択科目についても、一定の到達度に達していれば合格させるという感覚なんですけれども、科目別ワーキンググループの御意見としては、やはり数値化は必要であるという方向で議論がなされており、それを前提とすると、確かに選択科目の配点が大きくなるのは、難しいという気はしますね。

【宮川委員】例えばですね、さっきの京都大学のカリキュラムの中でですね、選択科目としていろいろな科目が挙がっているわけですが、こういう学生がいたとします。自分は刑事法を極めたいということを考えて、刑法、刑事訴訟法だけではなくて、そのカリキュラムの中の経済刑法、あるいは刑事違法性論、刑事裁判判例研究、刑事手続法の現代的課題1、刑事手続法の現代的課題2、刑事制度論、こういったものを次々と選択していくという人がいるとします。その人も、司法試験の受験のためには、もう一つ別の選択科目の勉強を、労働法だとか、知的財産だとか環境法だとか、そういうことをやらざるを得ないですよ。そこを重いものにすると、自分が目指していたものを削らざるを得ないということになりますね。

あるいは、基礎法学をもっと深く学んでいきたいということで、法思想史とか、法哲学だとか、法社会学とか、そういう分野の勉強を一生懸命やるという人達がいるとしても、選択科目の試験が重いものであるとなると司法試験の中で選ばれた選択科目のどれかに相当なエネルギーを割かざるを得ないということになりますよね。そういう事態が望ましいことなのか。

【磯村委員】逆の見方もあり得ると思うのですが。仮に選択科目の幅を非常に広げるということになると、自分の得意な領域に近いところで科目選択が可能となる。そうすると、例えば環境法と公法系科目が場合によってはオーバーラップする部分があってもそれでいい。刑事系が強い人は、刑事系の中から選択科目を選ぶということで、自分の得意な分野を選択科目で選ばせる、そういう方向もあり得るのではないのでしょうか。

【宮川委員】さっきの私が言った、刑事法を極めたいという人の場合はどうなりますか、これはダブるものがないですよ。それから基礎法学を法科大学院の中で追求してみたいという人達はどうなりますか。

【柏木委員】新潟大学のカリキュラムには、被害者学がありますよね。これを選択科目に入れるかどうかというのは、一つの議論の対象になると、だから刑事系でも選択科目の中に入るものがあり得るといふうに見てもいいのかなと思いますけど。

【宮川委員】そうすると選択科目の裾野が非常に広がって試験委員の確保等、司

法試験を実施するという点では難しくなる。

【柏木委員】そうですね，それは，また，別の問題になるのですけれども，ただ受験者の数は少ないから大きな問題にはならないかもしれません。

【小津委員】従来選択科目だったものでは刑事政策がありますから，刑事系で選択科目が考えられないわけではもちろんありません。もう一つ，刑事政策とダブりますけれど，犯罪学という分野もある。

【鈴木委員】磯村委員が，以前，教養選択科目があったときはウェートが軽い気がしていたと。私もそうだったのですけれども，ただ実際に配点はそうでもなかったんですね。ところが，どうしてみんな教養選択科目がウェートが低いという意識でいたかが一つの問題だと思います。

【小津委員】教養選択科目が實際上軽視されたのは，むしろ，そんなに勉強しなくとも，詰め込みでやればそこそこいけて，そのぐらいのレベルであったと私は理解しています。それ以外の科目はそんなに簡単にできるものではありませんで，ボリュームが少ないと言っても憲法だって根本的に大変ですし，だから教養選択科目と言いながら，そんなに教養が深まるような勉強を求められるようなものでもなかったと。実は教養選択科目を廃止したときの理由の一つがそうだったのですけれども。

【釜田委員】選択科目を考えると，最初にここで検討しました新司法試験において選抜すべき法曹像との関係で，科目というものが幾つか浮かんでくるということはないのでしょうか。例えば外国法の知見などを審議会は指摘されていますが，国際性を問う科目のようなものはどうなんでしょうか。

【磯村委員】各法科大学院のカリキュラムで何をやるかということと，試験でそういうものを問えるかどうかということが必ずしも一致しない可能性があり，例えば英米法の試験を考えると，各法科大学院での英米法のイメージも違うという難しさがあるかもしれません。

議論の全体の方角としては，点数の配分比率に差異を設けて，民事系は仮に3として，後の科目が，2，2，1ないし1.5という方向で，議論が収れんするような気はしますけれども，いかがでしょうか。それに応じて，日程の問題や時間配分も合わせて考えることができるのかなと思います。

【小津委員】細かい数字の問題はともかくとして，柏木委員のおっしゃられた，基本的なものの考え方は民事でいいのだということについては，刑事でもやはり，例えば，罪刑法定主義は何かということ，あるいは憲法では，憲法の基本的な部分，これは絶対に分かっていてもらわないと困るなというものがあるかと思いま

す。

【柏木委員】私の発言は民事にウェートを置き過ぎましたけれど、3、0、0にしるというわけではございませんので。

【鈴木委員】比率だけで考えられるかどうかというところがあり、絶対的な時間がどの程度確保できるかということもあります。論文式試験で、今後の問題は長文形式が中心で、じっくり考えさせる問題になりますと、ある程度時間がなければいけない。逆に、3、2、2、1だとして、1でもある程度時間が確保できるということであればいいのしょうけれども、その比率でいって1がものすごく小さくなってしまいうということでは困ると思います。

【小津委員】その通りだと思いますが、ただ、時間と配点が絶対同じかという、そうでもないかもしれないという気はします。

【中川委員】むしろ、どの科目を選択科目とするのかという問題の方が大きいのではないのですか。政策的に今、一番足らざるものは知財法だとか、外国法の知識だとか、環境だとか、あるいは消費者保護だとか、そういうものを選択科目にしていこうではないかという考え方もあると思いますし、それから各大学でやっているカリキュラムの中で共通性の高いものをいくつか選ぶとか、これは議論し出したら切りがないから、どこかで何科目とかなければ仕方がない問題だと思うのですけれど。

【小津委員】具体的な作業としては、各法科大学院のカリキュラムが明らかになった段階で検討を行って、できるだけくっつけばこうだということで議論すると。

【磯村委員】これは、どこの場で決まるという話なんですか。

【池上人事課長】最終的には司法試験委員会の意見を聴いて法務大臣が省令で定めることにはなりますが、それ以前にどこかで御検討いただくことができるかどうかにつきましては、若干お時間をいただいて、今後、検討して参りたいと思っております。

【宮川委員】場合によったらこのグループに振られるかもしれないということですか。

ところで、次回の科目別ワーキンググループとの意見交換が6月に予定されていますが、それまでの間に、私どもの方で意見をまとめて示さなければいけないことがある。

科目別ワーキンググループの意見交換を受けてということで作られたペーパー

の項目について，一つ一つ考え方を整理をして，合意できるものについては，どんどん片づけていったらどうでしょう。

試験の実施時期については，物理的に5月の連休明けでなければだめだということで，これは議論としては片付いている。日程としては何日間ぐらいでどういう時間割でやるのか，これはカラーコピーの資料が出ていますが，3日案と4日案。ただこれは，それぞれ何時間充てられているというのが分からないので，詰めなければいけない。

【小津委員】これまでの御議論を伺っていて，皆さんの御意見が違ってないのではないかと思いますのは，3日か4日というイメージかなど。全く違う考え方としては，一つの科目だけで3日間ぐらいでじっくりやるべきだという御意見も，在り方の議論としてあると思いますが，これまではそういうことはなかったように思います。仮に，その程度の幅で現段階で合意があるのであれば，科目別で試験問題を考えるときに，恐らく3日案と4日案ではそんなに大きく違いはないのではないのかなという気もしますけれども，その点について在り方で議論があるかと思えます。

【釜田委員】いかがでしょうか。

【磯村委員】恐らく，2日は足りないでしょうし，5日では長すぎるということで，会場の確保等も考えるとこの3日ないし4日しかあり得ないという気はするのですが。資料4のところでは，新司法試験の実施時期についての制約条件，ということで，5月スタートしかあり得ないという前提がとられています。法科大学院の修了は確かに3月末日なんですけど，現行短答式の場合でもそうですが，修了見込みで受験させれば，手続そのものはもっと早くできるので，4月実施というのもあり得るのではないのでしょうか。

【池上人事課長】現行試験では，修了見込みで願書を2月に受け付けますけれども，3月に入っていずれかの時点で卒業，あるいは必要科目の単位の認定があったということで書類を追完していただき，それを確認して受験票発送ということですので，努力すれば数日ないし10日程度は前倒しできるかもしれませんが，実務的には，4月中に短答式，論文式を実施するのはなかなか厳しいものがあるという状況でございます。

【横田人事課付】新試験については，5年で3回という受験制限も掛かってまいりますので，4月から受験手続を初めていたのでは到底間に合わない，受験願書の受理はずいぶん前からどんどん始めなくてはいけないという前提であります。しかし，それだけ早めに願書の受理を開始しても，なおかつ，修了見込み者の受験資格の確認については，4月上旬に食い込まざるを得ないのではないかと考えております。その後の受験票発送等にも一定の時間と余裕を見ておかなければな

りませんので。

【磯村委員】法科大学院の修了認定は、3月末ギリギリということではなくて、3月上旬に教授会ないし専攻会議で決定するというイメージなんですね、したがって、修了認定は結構早い段階で可能であり、書類等が電子化できると、手続的にはかなり早く進むことも考えられます。ただ、それを早めても、結局採点のキャパシティや修習開始の時期を考えるとあまり意味がなく、逆に、法科大学院の修了者について、試験まで少し期間があった方がもう一回復習ができるという面もあると思いますけれども。

【小津委員】私は、事務の都合で早くても5月になるということに加えて、最後に磯村委員が言われた、いくら法科大学院を出れば原則合格する試験だと言ってもどうしてももう一度試験のために準備ということも受験生の立場ではあるだろうし、それをあんまり卒業の翌日ということになると在学中から浮き足立ってしまったの準備ということになるかもしれないし、1か月ぐらいいは空いていた方がいいのではないかと思います。

【柏木委員】3日案と4日案で、いずれにしても2週間にわたってしまうのですか。3日案だと3連休を使って一度にゴールデンウィークでできますね。

【池上人事課長】原則は、連続した3日間、4日間にしたいと考えております。早めに決めていただければ会場確保にいろいろ努力のやり方があるかと思っております。

【柏木委員】4日間は取れるのでしょうか。

【池上人事課長】取れるのではないかとということで、御決定があれば早めに押さえに入りたいと思います。

【磯村委員】大学を使われるということと、授業との関係でウィークデイは無理なんですか。

【池上人事課長】できるだけ平日は避けた方がいいと思いますが、4日間連続ということになると平日も会場を確保する必要があります。

【横田人事課付】試験を2度に分けて実施するということは受験者の便宜の観点からも問題がありますし、ゴールデンウィーク中の実施にも会場運営の観点からいろいろと問題があると思います。

【中川委員】さっきの大学の話を聞いていても、あまりヘビーなものにはしてほ

しくないと、現行司法試験よりは軽いという認識なんではないでしょうか、基本的なところは。要するに法科大学院の教育というものをベースにした試験、いつもそこが頭から飛んでしまうわけなんですけれども、これがガチッとあって、だからそういう前提で考えると、現行司法試験よりも重いものである必要はないような気が私はしてならないのですけど。

【鈴木委員】京都大学の笠井先生もハードルはあまり高くしてくれるなという表現をされましたけれども、ただ、論文に関しては、むしろじっくり考える問題を、重い問題というような表現をされたような気がするのですけれども。

【中川委員】よく考えさせる問題にしてほしいという、これは分かりますけれども、その試験そのものの重みと言いますか、比重は現行司法試験よりはもっと軽いと、要するに、法科大学院の教育を確認するのだという意味の試験であるとするればですね、今の司法試験のように一発で全部判断するのではないという気がするんですが。

【宮川委員】今の司法試験というのは、事例問題でも、簡単な事例を与えて、そして、その中に含まれる法的な論点を論述させるということで、1問に1時間、こういう短い時間でやっているわけです。今度の新司法試験は、もう少し複雑な事案を与えて、事例を解析させようとするわけですから、問題を読む時間も考える時間も長いことが予定されていると思います。

【中川委員】そうですかね。だけど、それを素早く判断し、素早く書くという能力を問われているのだと私は思うのですけれども。そうでなければ法科大学院の教育の意味というのはないわけですね。だから、今の学生さんのレベルではない法科大学院を卒業した人達のレベルの試験だということですから、書く能力、読む能力、問題分析その他について相当高度な能力を身に付けているという前提で考えないとおかしいなという気がしますけれども。

【磯村委員】恐らく資料を十分に読ませる必要があり、詳細な事実関係が掲げられ、その中には法的に意味のある事実もあればノイズもあるというようなことを前提とすると、1時間で1問程度ですと、反射神経のいい人が合格するような試験になってしまう危険性があるので、それなりの時間は必要かなという気がいたします。ただ、あまり長く掛かり過ぎることも問題かなという気もします。例えば、この日程表の3日案ですが、従来は一括で行われていた短答式を科目毎に別の日に分けてはどうかと思ったのですが、午後二つ論文式が違う科目であるのは、やはり重いという気がするので、最初のA案でしょうか。短答式を1日目にやって、論文式を9時半から開始して、午前中の科目は3時間、午後は時間の幅に余裕があり、仮に民事系をもし長くするとしても3日で収まりそうだなと思うのですが。各科目4時間で考えると3日ではきついですが。

【宮川委員】資料7のカラーコピーの日程表，A案からE案までありますけれども，私もこの日程の組み方についてこれとは違う案を考えてみました。お手元に配布していただいた私のペーパーの中でですね，「試験の日程・試験時間等の一つの案」というのがありますが，これを一つたいていただければと思います。

3日で終わらせるという前提での案です。短答式の問題数を120から140問程度，時間を5，6時間程度というふうに考えて，これは1問あたり2分30秒程度ということになるのですが，その短答式の問題の中で民事系の問題数の比率を大きくする。現在は，1問あたり3分30秒ということで解いてますので，時間的に言うと今より基礎的な少しやさしい問題を出さなければこなせないということになります。

もう一つは，論文式については，三つの基礎科目の試験時間を4時間から5時間程度，そして，その中では相対的に民事系を長くする。選択科目の試験時間は2時間程度とする。A案とB案を考えてみたのですが，短答式を第1日目と第2日目の午前中に二つに分けて，午後は論文をもってくる。3日目については，午前中に選択科目の論文として，午後に刑事系の論文をもってくる。そして，B案はどこが違うかと言いますと，短答式の問題数が違ってですね，公法系，刑事系の問題数がA案では，各30問となっているのが，各40問に変えて，そして試験時間も少し長くしております。こういうやり方だったら3日で終わる。しかし，この程度のものしかできない。今の中川委員の御意見からすると，論文式の時間が少し長すぎると，こういうことになるかもしれないですが。

【中川委員】私はあまりこだわらなくて，3日で終わればいいなというのは基本的な考えでして，多少その中で長短があっても大差はないなと。4日というのはちょっとヘビーではないかなと。今も実質3日でしょう，日にちは違いますけれども，短答式が1日で，論文式が2日ですよ，そんなものかなという感じですが。

【磯村委員】これは1つの可能性ですが，今，民法と刑法の対話，あるいは民法と憲法の対話というような議論がなされていますが，例えば，民法上の不法原因給付と刑法の横領罪とが関連する問題について，同じ問題の中でこれを考えさせることを想定すると，科目ごとにバラバラに作るというのがいいのかどうか。場合によっては短答式のところで，従来の融合問題というイメージでは，民法と民事訴訟法や商法，刑法と刑事訴訟法の融合を考えていたかと思いますが，民法と刑法や憲法の関連を含めて出題できるとすると，短答式は短答式で1日でまとめてしまうというのがいいかなという気はするのですが。

【宮川委員】あるいはまとめないで，混在させて，二つに分けて，60問ずつ分けるということが考えられる。ただ，その場合にそういう刑事系と民事系の融合問題ということを見ると，その配点をどちらに振るかということがありますね。それは必然的に総合点方式でないと，つまり民事系についてミニマムスタンダー

ドを決めて、各系科目についてミニマムスタンダードを決めて、そしてその短答式の試験の合格に必要な成績に達しているかどうかという一次評価ですか、それがちょっと難しくなるのではないかなと思いますけど。

【磯村委員】それは、新司法試験法の科目を分けていることと矛盾するのか、矛盾しないのか、その点は大丈夫なんでしょうか。公法系科目、刑事系科目、民事系科目から出題するというときに、民事と刑事を混ぜたような融合問題というのは、そこは支障がないと考えていいのですか。

【宮川委員】そういう融合問題を作ることを否定はしていない。

【磯村委員】それは、そういう理解でよろしいですか。

【宮川委員】短答式の問題数が120から140問ぐらいというのはどうでしょうか。今の倍になりますか。

【磯村委員】何時間掛けるかによりますね。

【鈴木委員】掛ける時間、1問あたり2分30秒ですか。

【宮川委員】掛ける時間を短くすればやさしい問題を出さざるを得なくなりますよね。

【鈴木委員】別に2分30秒が短いという趣旨ではないのですけれども、実際にどんな形かなと、一つつかめないところがあるという感じがします。

【宮川委員】今60問で3時間30分というのは掛け過ぎかなという。

【鈴木委員】あれは1問と言っても何問か入っているような問題で。

【磯村委員】今は、受験者は時間が足りないという人は多いのではないのでしょうか。

【宮川委員】だから、3時間30分もあるから60問ですもんね、1問1問がかなり重いものになってしまうと。

【磯村委員】おっしゃるとおりですね。

【小津委員】時間はどこかではきちんと決めておく必要があるわけですがけれども、何問ということを決めておかなければいけないかという、ひょっとした

ら違うかもしれないなという感じもないわけでもありません。それは、そもそも五肢選択でなければいけないのかという問題があって、時間の配分とその科目によってそれぞれ何点配点するかということを決めておいて、あとで科目別とのすり合わせの余地を残しておいた方がいいかもしれませんね。

【釜田委員】6月12日の夕刻から意見交換会をやるわけですが、その前に、前回向こうからいろいろ御指摘のありました問題に幾分かでもこちらから意見が出せたら、もう少し深まると思いますので、時間がまいりましたけれども、もう少し時間を頂きまして、2番目の所の問題になる点を幾つかお挙げいただいております。次回12日の会合につないだらどうかと思います。ちょうど宮川委員がその点につきましても御意見を御呈示いただきましたので、恐れ入りますが、その辺り、口火を切っていただきまして、他の委員の先生方からそれにコメントを頂きたいできればと思います。

【宮川委員】論文式試験の採点方法をどうするのか、この問題をまず考えなければいけないと思うのですが、今まで出ている考えでは、従来のような点数積み上げ方式で考えるほかないのではないのかという意見があり、一方では、新しい司法試験なのだからこれまでとは違った評価の在り方を検討してはどうかという考えもあります。

後者については、合否の判定だけでよいという意見があります。しかし、なかなかそこまでは踏み込み難い。

私自身の考え方はまだ固まっていないのですが、採点及び合否判定を段階評価で行う案を考えてみました。合否判定について客観性・公平性が担保された段階評価としては、どういうスキームが考えられるのかと考えてみたのがお手元の「採点及び合否判定を段階評価でおこなう一つの案」というペーパーです。

これは、「1 短答試験による一次評価の方法」のところを除いて、2以下の論文式の採点方法のところを要約しますと、まず合格答案か不合格答案かの判定をする。合格答案についてA・B・Cの三段階評価をして、例えばAは30パーセント、Bは40パーセント、Cは30パーセント、これは一例ですが、振り分ける。それから不合格答案についてD・Eの二段階評価をして、例えばDについて30パーセント、Eについては、70パーセントに振り分けるわけです。試験をやった後に、問題作成者であって、かつ、採点委員の方が一定数の答案、100とか200とか、300通程度の答案を数人で採点をして、各段階に該当する答案のモデルというものを抽出してみる。あらかじめ詳細な採点評価書というものを作成しておくわけですが、それと一べつした段階での採点評価についての補充書、それから各段階の評価モデルの答案の写しを採点委員に配布してですね、合同会議をもって段階評価についての考えを統一する。その後は、各科目について、答案は1人の採点者が何百通かをまとめて見る。A評価とB評価の答案を合格答案として、C評価とD評価の答案について、更に他の採点委員2人が見る。3人中2人以上がC評価である答案を最終的に合格答案とする。こういうような仕組

みを考えてみたわけです。

2頁目の 印のところですが、点数評価しないモデルで、総合評価の方法をどうするかについては、今説明を省きますけれど、合否判定の客観性というのは、詳細な採点評価書を作成する。それから一べつによる段階評価モデル答案の抽出と、採点評価の補充書を作成する。事前合同討議をする。合否の分かれ目のある一定数の答案については、更に2人で再評価をするといったことで客観性を担保しようということを考えてみたのです。考えながらこれは大変だなという感じがしたことはしたのですが、こういうモデルと、これまでの点数評価方式と比較検討して、どういう方法を私たちにおいて選択するのかということをお次回御議論いただければと思います。

【小津委員】大変興味深く、なおかつ、宮川委員がおっしゃられたように、やるとなるとこの限られた期間内にできるかなという問題も当然含むなということでございますけれども、これは一応Cを30パーセント、Dを30パーセントとしておりますけれども、パーセントの設定の仕方の問題だと言ってしまうばそうなんですけれども、その感覚で言えば、恐らく合格答案の中でもCが非常に多いと、不合格答案の中でもDがかなり多い、つまり合否スレスレのところはかなり多いのではないかなという感じがいたしますが。つまり、今の宮川委員の御説明だと、合格点を25点とすると。

【宮川委員】おっしゃる趣旨はC30パーセントと言っても、30パーセントをなかなか抽出することは難しく、4、50パーセントになってしまうのではないかと。

【小津委員】ええ、あるいは実態に合わせてこのパーセントを考えると、ここはもうちょっと膨れてしまうかなと。そうすると改めて2人で採点し直す総数はかなり増えてしまうかなという。

【中川委員】実態的に考えますと、法科大学院を卒業した人達のための試験ですから、何人ぐらい卒業するのかというのが問題ですよ、そうしますと、何人ぐらいになるんですかね、最大5,000人だとすれば、5,000通ですよ、全員が論文試験を受けられるとして、5,000通ですよ。将来増えるかもしれないけれど当面5,000通だとすれば、5,000通をどう見るかという考え方でやった方が分かりやすいのではないですか。

そうすると、今、1人1,000通ぐらい見ておられるのですか、それはめちゃくちゃだとすれば、何人ぐらいの審査委員がおられたらいいのだろうかとか、時間的には1人当たり何通ぐらいあれば見られるのだろうかとか。

それから、私はちらっと思うのですけれども、すり合わせの問題ですね。これは、例えば問題をお作りになった方は、意識的に何か問題をお作りになっておられるわけだから、この問題点と、この問題点と、この問題点のこれだけを論じて

くれれば100点だねというものが何かあるのではないのですかね。だから、それだけ論じていれば100点だと、そのうちこれとこれならば何十点だとか、これとこれしか論じていなければ何点だとか、そういう問題ごとのスタンダードみたいなものを作るような気がするのですけれども、どうなんですかね、そうだとすると点数を付ける方は出題者でなくたって構わないわけですよ。どれだけのものを論じているかということ判定すればいいわけですから、それなりの知識のある方はできるのではないかという気がするんですけれども。

【柏木委員】それが論点積み上げ方式で、私はそれが今までの司法試験の大きな欠陥であったと考えています。

それから、さっき磯村委員がおっしゃったことに関連しますが、私も大学の教師になったときに公平性を保つために論点ベースの点数付けをやってみたのです。それで答案の半分位まで点数を付けてみたのですが、やめました。それは磯村委員がおっしゃったことと同じで、そうやって積み上げた点数と自分の実感が全然違うのです。素晴らしい答案だと思ったものが案外高い点にならない。そこで論点主義だけに頼るのははやめて、私の場合は大部分を印象点に近いような採点にしました。もちろん論ずべきことを論じているか、というのは見ますけれども、その論じ方の印象点の割合を非常に大きくしています。論点積み上げ方式というのは、私は大きな欠陥があるという気がします。

【鈴木委員】前回の意見交換会でも、そういう柏木委員がおっしゃった印象点という問題と、多数の答案の中での客観性という問題が議論となり、バランスの問題だと思いますが、宮川委員のは、そこら辺をよく考えられていると思います。ただ、詳細な採点評価書とか、採点評価の補充書の中身によっても、結局、積み上げ式とあまり変わらないものになってしまうのではないのでしょうか。

【宮川委員】採点評価書を作る前提として、批判されている論点積み上げ方式のような形にはしないよというのは、当然必要だと思います。この段階評価方式というのは、その印象点と言いますか、全体の論述の論理的明快さ、表現力、こういったものを重視していくために考え出されているものですから、それを崩すような採点評価書が作られたのではこれはいけないわけで、採点評価書の作り方も、そのような思想と言いますか考え方に基づいたものでなければいけないと思います。

【柏木委員】私は、そう読んでこれは非常におもしろいアイデアだなという気がしたんですが。例えば、ある論点を落としたということは、これはマイナスなんだろうと思いますけれども、その論点の中でまた細かく分けて、これ1点、これ1点と、ある論点について筋が通っているとか、説得力があるかという、かなり主観要素が入るような点数の付け方でやるのならば、非常におもしろいものができるのではないのかなという気がしています。

鈴木委員がおっしゃられたように客観性と、それから主観性とどこで接点を見つけるかということなので、あまり客観を押し進めると、どうも今までの欠点そのまま出ると思いますし、かといってあまり主観ばかりでも困るし、正に採点評価書の中身がどんなものであるかというアイデアをお示しいただくと、私は非常にありがたいんですが。

【鈴木委員】必ずしも二者択一の問題ではないような気がするのです。

【中川委員】この採点評価書というものは、宮川委員のアイデアでは出題者が作るわけですか。

【宮川委員】そうです。

【中川委員】出題者が作ってこの程度の解答をして欲しいという解答案というか、そういうものを最初に提示しておくというアイデアですよ。

【宮川委員】この前、民法の池田委員がおっしゃっていましたが、今の問題でも論理の流れは一つだけではなくて、幾つか系がある。ある系を選択した場合には、こういう問題をいくつか論じなければならないし、別の系を選択した場合にはこういう問題をいくつか論じなければならないということで考えているのであって、批判されているような論点積み上げ方式ではないと、少なくとも2問のうちの1問はそうなんだということでした。そのようなイメージで評価書を作ると。

【中川委員】私も大体そういうふうなことを考えていたのですが、要するにモデル答案と言うとおかしいですけど、そういう、ここに書いてあることを論じてくれば、全部論じていれば100点というか、非常にいい点をあげましょうというようなイメージでしょう。

【釜田委員】ありがとうございました。今日お出しいただきましたいろいろな御意見を次回の12日の会合で更に検討していただきたいと思います。今後の日程について御説明をいただけますでしょうか。

(4) 今後の予定

(庶務担当から今後の予定について説明)

【釜田委員】(各委員との日程調整の結果)それでは、7月11日を(7月の在り方検討グループの会議として)御予定をいただきたいと思います。

【中川委員】少しいいですか。この資料3かな、在り方検討会で先に検討する事項と、これですね、どなたかたたき台を作っていただけないのですかね、何か一

つたたき台みたいなものを，全体の作っていただいて，それを議論した方が早いように思うのですね。

【磯村委員】みんなが自分の意見をこれについて，メールで庶務担当にお渡しして，その論点を並べていただいて，それで整理するという方がいいかなと，ここで最初から議論し始めているとやっぱり時間が掛かりますので。

【宮川委員】今度出していただくのは，論点ではなくて意見も入れていただくわけですね。

【中川委員】庶務担当で最大公約数はこれだというたたき台を一つ作ってもらいたい。

【磯村委員】意見がまとまったものは，まとめていただいて，論点に分かれているものは，そこだけ詰めていけばいいわけですから。

【中川委員】実務的にやらないと，ものすごく時間だけ掛かってしまって。

【小津委員】ここまでみなさんの議論が進めばですね，事実上の庶務担当案を示していただいてもそんなに差し支えがないような。

【釜田委員】そうですね。それでは庶務担当に叩き台を作っていただくということにいたしましょう。本日はどうもありがとうございました。